

## 生物多様性を取り巻く動向

### 1) 生物多様性

#### ① 生物多様性とは

地球上には3,000万種類もの生きものがあるとされており、人も含めた多くの種類の生きもの全てが、複雑に関わり合っていることを生物多様性といいます。この生物多様性には3つのレベルの多様性と、4つの生態系サービスがあります。

#### ② 生物多様性の3つのレベル

レベル	内容
生態系の多様性	いろいろなタイプの生態系が、それぞれの地域に形成されていること。 日本にも干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など多様な生態系があります。
種の多様性	いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育していること。 地球上には3,000万種の生きものが存在すると推定されています。
遺伝子の多様性	同じ種であっても、個体や遺伝子レベルでは違いがあること。 例えばアサリの貝殻の模様が千差万別なもの、遺伝子の違いによります。

#### ③ 4つの生態系サービス

生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みは、「生態系サービス」と呼ばれています。人間の暮らしは、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つの生態系サービスを受けています。生物多様性が失われた場合にはこれらの適切なサービスが受けられなくなる恐れがあり、人の生存にまで影響を及ぼす可能性があります。

##### 供給サービス

食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など人の生活に重要な資源を提供するサービス

##### 文化的サービス

精神的充実、美的な楽しみ、レクリエーションの機会などを与えるサービス

##### 調整サービス

気候の緩和や、水の浄化などの環境を制御するサービス

##### 基盤サービス

供給・調整・文化的サービスの提供を支えるサービス



出典：環境省 生物多様性ウェブサイト「生物多様性広報パネル」



#### ④ 生物多様性の危機

現在、生物多様性は以下の4つの危機にさらされており、自然状態の約100～1,000倍のスピードで種の絶滅が進んでいると言われています。

- 第1の危機：開発・乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
- 第2の危機：里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- 第3の危機：外来種<sup>※1</sup>などの持ち込みによる生態系のかく乱
- 第4の危機：地球環境の変化による危機

## 2) 世界と日本の主なできごと

### ◆世界の動向

自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを2030年ミッションに

2022年にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP<sup>※2</sup>15)では、2010年に採択された愛知目標<sup>※3</sup>の後継となる、2030年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組では、「自然と共生する世界」という2050年ビジョンを掲げつつ、その具体的姿を4つの2050年グローバルゴールで表現しています。また、「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」ことを、2030年ミッションとして掲げました。また、このミッション実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動を、3つのグループから成る23のグローバルターゲットとして決めました。

### ◆国内の動向

2030年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向けて、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略を策定

#### ●「生物多様性国家戦略2023-2030」の閣議決定

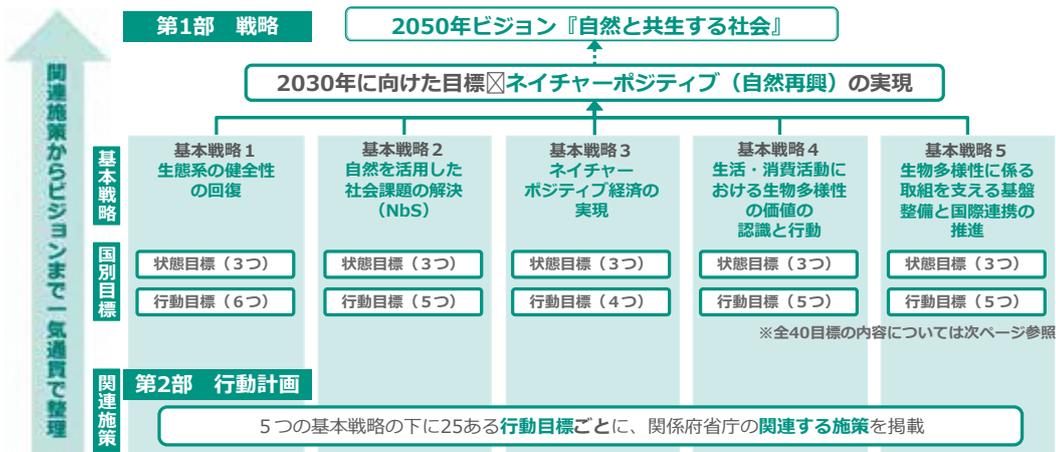
「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえた新たな我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、2023年3月に策定されました。2030年のネイチャーポジティブ<sup>※4</sup>(自然再興)の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略です。30by30目標の達成等の取組みにより健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することを目指しています

※1 外来種：過去、現在の分布域から、人為的に域外に導入されて、そこで野生化した動物・植物をはじめすべての生物種を外来種という。外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある種のことを侵略的外来種という。

※2 COP：国連気候変動枠組条約締約国会議のことで1995年から毎年開催されている、198か国・機関が参加する気候変動に関する最大の国際会議

※3 愛知目標：2050年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標のこと。

※4 ネイチャーポジティブ：昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年ミッションとして「2030年までに生物多様性の損失を止めて逆転させ、回復への軌道に乗せるために緊急の行動を取る」を掲げた。この考え方のことを「ネイチャーポジティブ」と呼ぶ。



出典：環境省「生物多様性国家戦略2023-2030の概要」

## ●「東京都生物多様性地域戦略」

東京都では、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」及び「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえ、2023年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を改定しました。3つの基本戦略に基づき、行政、都民、事業者、民間団体（NPO・NGO・市民団体等）、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働しながら、取組みを進めていくことにより、2030年までに、生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指しています。

## コラム

### 30by30(サーティ・バイ・サーティ)

30by30とは、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を保全しようとする目標です。目標達成のためには、国立公園などの保護地域の拡張のような国の取組の推進だけではなく、人びとの生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域（OECM）の拡張など、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことが重要とされています。



出典：環境省「30by30実現後の地域イメージ」



## 包含されている計画

### 豊島区環境教育等行動計画

#### 1) 位置づけ

本計画では、本節(基本目標Ⅱ)を、「生物多様性基本法<sup>※1</sup>」(2008年法律第58号)第13条の規定に基づき、豊島区内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として定めるものであり、本節の内容をもって「豊島区生物多様性地域戦略」(以下「本地域戦略」という。)として位置づけます。

また、生物多様性の保全においては、多岐にわたる分野との連携が重要であることから、「豊島区みどりの基本計画」など、関連計画と連携した取組みを進めるものとします。

#### 2) 本地域戦略の基本的事項

本地域戦略は、身近な自然や地球上の自然資源を未来に引き継ぐため、生物多様性と都市の健全な発展・再生をバランスよく持続し、自然と共生する社会の実現に向けて取り組むべき施策と取組みを示すものです。

計画期間	2025年度から2030年度まで
対象区域	豊島区全域

## 豊島区における生物多様性の状況

### 1) 豊島区の生物多様性

#### ① 緑地の状況

令和元(2019)年度に実施した緑被現況調査によると、豊島区の緑被総面積は172.16ヘクタールで、緑被率は13.23%です。また、屋上緑化の割合は0.48%です。

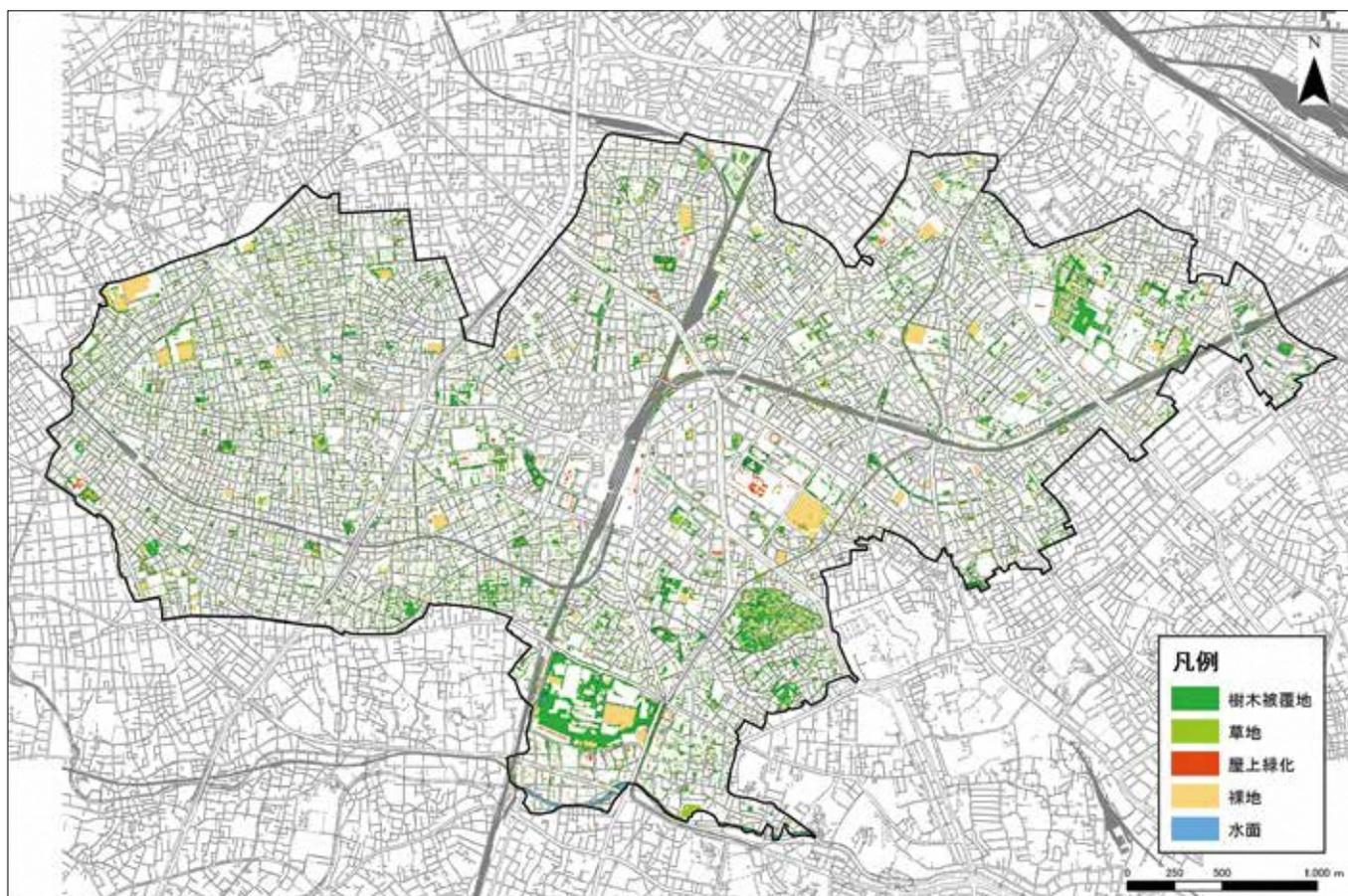
緑被率

項目	面積(ha)	構成比(%)
人工構造物被覆地以外	197.71	15.20
緑被地	172.16	13.23
樹木被覆地	151.45	11.64
草地	14.41	1.11
屋上緑地	6.30	0.48
裸地	24.64	1.89
水面	0.91	0.07
人工構造物被覆地	1,103.29	84.80
合計	1,301.0	100.0

出典：「豊島区緑被現況調査報告書」(2019年度)

※1 生物多様性基本法：生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律のこと。

緑被地等分布図



出典：「豊島区緑被現況調査報告書」（2019年度）

## ②生きものの状況

区が行った生きもの調査の結果によると、建物の軒下や花壇、公園の木の上や池など身の回りの環境に、多くの動植物が生育生息していることが分かっています。

また、区では、区有施設である南長崎はらっぱ公園をはじめ、区立小学校ビオトープ<sup>※1</sup>の専門家調査を行っており、国や東京都のレッドリスト<sup>※2</sup>の掲載種が複数確認されています。都市化が進んだ区内においても、こうした水辺などにおいては、生きものの貴重な生息空間を形成しています。

※1 ビオトープ：特定の生物群集が生存できる環境条件をそなえた地理的な最小単位のこと。ギリシア語の bios（生命、生物）と topos（場所、空間）とを語源とするドイツ語の合成語。日本では、環境復元で創造された生物空間を示す一般用語として用いられる場合が多く、学校ビオトープ・園庭ビオトープや地域の身近な環境を復元するための行政、市民などによるビオトープ創生が、全国的な広がりを見せている。

※2 レッドリスト：絶滅の危機のおそれがある野生生物の現状を、危険度を表すカテゴリー別に示した資料のこと。国際レベルでは、国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国レベルでは、環境省、都道府県レベルでは東京都をはじめ地方公共団体ごとに作成している



## 生きもの見どころマップ

豊島区のいろいろな生きものをさがしに行ってみましょう！

### ツマグロヒョウモン

地球温暖化で南の地方から移動してきたといわれ、近年、区内でもよく見られるようになりました。



### アズマヒキガエル

2～3月に卵を産みに水辺に来ます。それ以外の時期は物かげや落ち葉の下などにいます。



### モンシロチョウ

幼虫は、キャベツやカブなどアブラナ科の植物の葉を食べて大きくなります。



### ショウリョウバッタ

頭のとがったバッタです。オスはとびながら、「キチキチキチ」と鳴きます。草むらで見られます。



### ミンミンゼミ

「ミンミンミンミンミン」と鳴く、おなじみのゼミです。



### 南長崎はらっぱ公園

### 千早フラワー公園

### 目白の森

### 池袋の森

### 池袋

### イケ・サンパーク

### 南池袋公園

### 豊島区役所

### 雑司ヶ谷霊園

### 学習院大学

### 神田川

### シオカラトンボ

草地などで昆虫をとらえて食べます。水の中に卵を産み、幼虫(ヤゴ)は水の中でくらしします。



### ニホンヤモリ

家のまわりにすんでいて、虫を食べてくれるので、家守(ヤモリ)とよばれます。



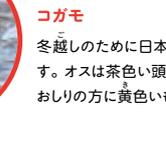
### アゲハ(ナミアゲハ)

「豊島の森」に咲いている花のみつを吸いに来ていました。



### スマレ

昔は道ばたに普通にはえていました。舗装されていない通路のある雑司ヶ谷霊園では、まだ見られます。



### コガモ

冬越しのために日本にやってくる渡り鳥です。オスは茶色い頭で目のまわりが緑色、おしりの方に黄色いもようがあります。

出典：「としま生きものガイドブック」(2023年)

また、気候変動の影響は生態系にも影響を及ぼしています。平均気温が昔と比べて上昇することで、自然の中に生息する身近な植物や生きものにも影響が見られます。下記の植物や生きものは豊島区内でも観察できる生物ですが、開花の早まりなど、気候変動の影響を受けています。

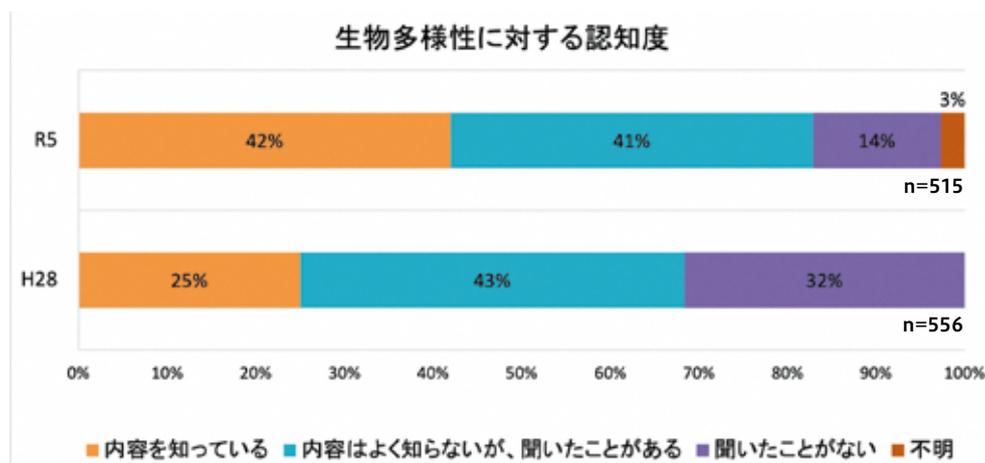
<h3>ソメイヨシノ</h3> <p>▶1960年代…3月30日頃開花 ▶2010年代…3月23日頃開花 60年で約7日早くなっている</p>	<h3>イチョウ</h3> <p>▶1960年代…11月15日頃黄葉 ▶2010年代…11月25日頃黄葉 60年で約10日遅くなっている</p>
<h3>イロハカエデ (イロハモミジ)</h3> <p>▶1950年代…11月11日頃紅葉 ▶2010年代…11月29日頃紅葉 70年で約18日遅くなっている</p>	<h3>ツマグロヒョウモン</h3> <p>1980年以前は滋賀県や三重県よりも西に生息し、現在は東北地方でも見られるなど、生息域が北上しています。豊島区でも観察されています。</p>

出典：豊島区環境政策課「エコのわ Vol.28」

### ③ 生物多様性に対する認知度

区が実施した区民アンケート（豊島区に関するアンケート平成29(2017)年度及び令和5(2023)年度実施）では、生物多様性の「内容を知っている」区民の割合が25%から42%まで上昇し、生物多様性に対する認知度は向上していることがうかがえます。

また、「内容はよく知らないが、聞いたことがある」区民の割合と合わせると8割を超えており、生物多様性に対する認知度は高くなっています。



## 2) 生物多様性の取組みの状況

### ① 区民参加によるみどりの空間の管理

公園、広場、小中学校の緑縁空間等では地域住民による植物の手入れや清掃などの区民参加による維持管理、公園内の花壇ではみどりの協定団体による花の植えつけや管理などの活動が行われています。

### ② 区民参加型の生きもの調査

身近な自然にふれあい、生物多様性を感じる機会として、区民自身が生きものについて調べる、「としま生きものさがし」（区民参加型調査）を夏期に開催しています。平成27(2015)年度からの累計参加者数は1,195人となりました。令和5(2023)年度には過去最高数の307人の参加をいただくなど、順調に数をのばしています。この参加型調査を通じて、地域の生物多様性の現状を自身で把握していただくとともに、調査で集まった生きもののデータは、環境省運営のWebサイト「いきものログ」にもデータを登録し、広く公開しています。





## 現状と課題

多様な生態系により私たちの日常生活は様々な恩恵を受けていますが、その重要性に対する区民理解は十分進んでいるとは言えない状況です。区民への生物多様性の理解・浸透を図り、自然の恩恵を受けているという意識を高めていく必要があります。

また、豊島区は、ウォークラブルなまちづくりを進めるうえで、公園や大学など拠点となるみどりを線（街路樹や住宅のみどり）で結び、賑わいと交流をも繋ぐみどりのネットワークの質的向上が求められています。新しく創出したみどり空間を快適なものにするために、みどりを繋げるだけでなく、みどりに関わる人のつながりを形成する人のネットワーク（みどりの縁結び）の仕組みづくりが重要です。

### 目指す姿

### 基本目標Ⅱ 自然共生

- ◆ 高度に都市化が進んだ中でも、民有地も含め、区内のみどりが繋がったみどりのネットワークが形成されていて、生物の生息・生育空間が広がり、安らぎや潤いある自然環境に触れる機会が提供されている。
- ◆ 都市における自然や生態系の大切さの理解が進み、自然とのふれあいや、自然を通じた交流等が進んでいる。

## 目標達成に向けた施策

#### 施策の方向

#### 施策

#### Ⅱ-1 生物多様性を保全する

- Ⅱ-1
- ① 自然環境や生物に関する調査・把握
  - ② 自然環境の保全と創出 
  - ★③ 生物多様性保全のための学習・参加の場の提供
  - ④ 危険な外来種の情報提供

#### Ⅱ-2 みどりを保全・創出する

- Ⅱ-2
- ① 都市空間の緑化推進
  - ② 公共空間のみどりの保全・再生・創出 
  - ③ 身近なみどりの育成
  - ④ みどりのネットワーク化

#### Ⅱ-3 人と自然のつながりを深めるまちをつくる

- Ⅱ-3
- ★① 地域が参加するみどりのまちづくり
  - ★② 地域の人に親しまれる環境の保全・創出

## 取組指標と成果指標

### 【取組指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030年度)
★ 生きもの調査に参加する区民の数 (累計)	1,195	2,000
自然環境に触れる講座等の参加人数 (人) (累計)	96	730
学校・区立公園のビオトープ数 (累計)	19	20
緑化計画書の届出件数 (件)	70	84
公園の整備面積 (整備済面積) (ha) (累計)	23.6	25.4
★ 緑化基準を満たす公共施設数 (%)	81	86
街路樹の設置割合 (設置済割合) (%)	79	87
地域が管理する公園・ビオトープの数 (累計)	3	3
協定花壇等の活動団体数 (累計)	50	68

### 【成果指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030年度)
緑被率 (%)	13.2	13.3
★ みどり率 (%)	14.1	14.3
緑視率が25%以上の箇所の割合 (%)	20.4	25.2
みどりの協定数 (累計)	50	64
★ 「多様な生きものが生息・生育できる環境づくりが進んでいる」と思う区民の割合 (%)	12.1	17.4

### コラム

#### みどりに関する指標について～みどりの三指標～

みどりを評価する三つの指標をご紹介します。

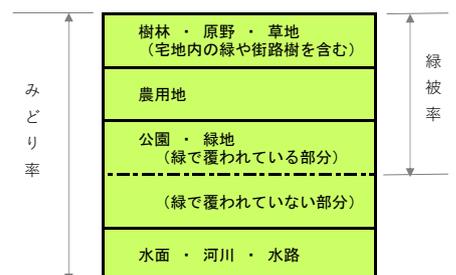
本計画では東京都の計画指標でもある「みどり率」を重点指標にしています。

**緑被率:** 樹林地、草地、農地、屋上緑化など実際の緑で覆われた土地の面積割合のことです。

**みどり率:** 「緑被率」に「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面の占める割合」を加えたものです。

**緑視率:** 人の視野内に占めるみどりの量の割合をいいます。

国土交通省の研究の結果では緑視率25%を超えるとみどりが多いと感じはじめることがわかっています。





## 施策の方向

### Ⅱ-1 生物多様性を保全する

都市化が進み、高密度化した豊島区においては、区民や事業者による生物多様性への意義が薄れがちです。生物多様性に配慮したライフスタイルを確立するためには、生物多様性への関わりを日常の一部とするとともに、生物の生息・生育空間となるみどり空間の形成が求められます。そのため、区内の生物多様性の現状に関する情報提供や、自然・生きものにふれあう機会の創出によって、生物多様性の理解浸透を図ります。また、区内に存在する貴重なみどりを守りつつ、新たなみどりなどを創出していきます。

## 施策

### ① 自然環境や生物に関する調査・把握

都市化が進んだ区内で生物の貴重な生息空間となっている学校や公園などの緑地・ビオトープの自然環境や生物の生育・生息状況を把握するため、専門家による生態調査を継続的に実施します。調査結果は区ホームページ等で広め、情報発信するとともに、生物多様性に配慮した施設の保全対策などに活用していきます。

また、区民参加による生態調査として、「としま生きものさがし」を実施し、区民による生きものに関する情報の収集や共有を促進し、生物多様性について身近に感じる機会を設けます。



としま生きものさがし調査ガイド

## 施策

### ② 自然環境の保全と創出

公園の新設や改修などを行う際には、多くの昆虫や鳥類が生息できる樹種を選定するなど、生態系に配慮した公園の整備にも取り組みます。また、学校の改築などにあたっては、小学校敷地に水辺や木、草地などのビオトープを整備します。これらの公園や学校等のビオトープの維持管理に取り組むとともに、生きものが移動できるような緑地間のつながりの創出によるみどりと水のネットワークの形成を進め、生きものの生息空間を保全します。



小学校ビオトープ（池袋第一小学校）

## 施策

### ★③生物多様性保全のための学習・参加の場の提供

生物多様性の重要性について、区民や事業者の共通認識として定着させるため、区内の生物多様性に関する各種情報発信を行うとともに、「豊島の森」における小学生の親子を対象とした参加型の環境学習プログラムやみらい館大明での「いのちの森」自然観察会等を実施します。地域ボランティアのヤゴレンジャーを派遣し、学校のプールにいるヤゴ等の生きものに関する学習を行うなど、様々な主体による学習と参加を促進していきます。また、区立小学校3年生には区内の生きものを紹介する「としま生きものガイドブック」を配布して、身近な生きものへの学習機会を設けます。池袋の森など自然豊かな公園なども活用し、生物多様性を身近に感じられる啓発等も行っています。

## 施策

### ④危険な外来種の情報提供

区のホームページ等を通じて、セアカゴケグモ、ハイイロゴケグモ、カミツキガメ、アカカミアリ、ヒアリなど、危険な特定外来生物<sup>※1</sup>の被害予防のための情報提供、及び令和5（2023）年6月に条件付特定外来生物に指定されたアメリカザリガニやミシシippアカミミガメについても注意を呼び掛けています。

## コラム

### 区内ビオトープと生きもの発見情報

区内で貴重な水辺となるビオトープは様々な生きものすみかとして役立っています。区施設からもレッドリスト記載種をはじめ、多くの生きもの発見情報が寄せられています。

#### ◆南長崎はらっぱ公園

園内には花壇やビオトープ、芝生が広がり、身近な自然を楽しむことができます。水辺となるビオトープは、地域団体が区と連携して定期的な管理を行っており、人も生きものも共に楽しめる環境となっています。夏には「ヒメスイレン」の花も観察できます。



ハンゲショウ  
(東京都レッドリスト記載種)



南長崎はらっぱ公園ビオトープ

#### ◆池袋の森

大きな樹木に囲まれた草地の広場や、井戸水をくみ上げた池があり、文字通り「都会のオアシス」となっています。ビオトープではトンボ類のヤゴをはじめ、様々な生きものが豊かに生育しています。東京都のレッドリストに記載されている「ニホンアカガエル」も発見されています。



ニホンアカガエル  
(東京都レッドリスト記載種)



池袋の森ビオトープ

※1 特定外来生物：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき、外来生物（国外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体・農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。



## 施策の方向

## Ⅱ-2 みどりを保全・創出する

みどりに親しめる空間が、日常の身近なところに存在することは、人々の暮らしにやすらぎや潤いをもたらします。

日常の中でふれあえる身近なみどりを増やすためには、公園をはじめとする公共施設の樹木、幹線道路の街路樹などの緑化を推進するとともに、個人でも取り組むことができる身近なみどりの拡大に努めます。また、既存のみどりの骨格軸からネットワークを広げるため、街路樹などの帯状のみどりと、大学、霊園や公園等の点在するみどりを繋げることを考慮したみどりのネットワーク化に取り組めます。

### 施策

#### ① 都市空間の緑化推進

「豊島区みどりの条例」等に基づく指導による緑化と、助成制度による緑化を組み合わせることで推進し、都市開発や建築行為における緑化を進めます。

高密度都市である豊島区で緑化を進めるためには、屋上、壁面、軌道敷などのあらゆる空間を活用しながら、様々な緑化手法を用いて緑化を推進する必要があります。そのため、多様な空間に応じた関係者との調整などに積極的に取り組み、関係機関などと一体となって緑化を推進します。また、都市計画道路<sup>\*1</sup>の街路樹などによるみどりの軸の形成、既存道路の再整備における緑化の推進、市民緑地認定制度<sup>\*2</sup>による緑地の拡大、公開空地やひろば等の緑化などにより、まち中のみどりを増やしていきます。

### 施策

#### ② 公共空間のみどりの保全・再生・創出

学校や区有施設において、屋上緑化・壁面緑化など、みどり豊かな施設整備に取り組めます。また、「豊島区みどりの条例」に基づき、地域のみどりの拠点となるように公共施設の緑化を推進します。さらに、公共空間でのグリーンインフラの効果を高める方法の検討をすすめ、みどりの整備を図るとともに、まとまった公共施設跡地等への公園の配置など、公共空間におけるみどりの創出について検討を進めます。



池袋第一小学校

### 施策

#### ③ 身近なみどりの育成

区民参加による地域の公園などのみどりの空間づくりや、区立小学校、区民ひろば及び区内公共施設における緑のカーテンづくり、地域住民による植栽活動支援などをすすめ、身近なみどりの育成を推進します。

※1 都市計画道路：都市計画法に基づいて決定される道路のこと。都市における交通機能、都市災害機能、都市環境形成機能、収容空間機能、市街地形成機能を有し、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的としたもの。

※2 市民緑地認定制度：民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

みどりの協定により、5人以上の近隣の人々がまとまった場合、維持管理を行う協定を結び、区がその協定を認定し、苗木や器材支給並びに技術的な指導及び助言を行います。

また、身近にあるみどりや公園について、区民などが自ら関わって美しい景観を広げていくことにつながる取組みを実施します。



緑のカーテン（区民ひろば南池袋）

## 施策 ④みどりのネットワーク化

大規模なみどりや敷地内のみどりを街路樹などでつなげ、風の通り道となり緑陰を連続することにより都市のヒートアイランド現象の緩和や快適性の向上を図ることができます。隣接区のみどりのネットワーク軸とも連続する「みどりの骨格軸」と「みどりの南北軸」にある街路樹を充実させ、軸沿いの「みどりの拠点」の保全と民有地の公開空地・歩道状空地などで緑陰となる緑化を推進して、風とみどりの道の形成を図っていきます。また、都市計画道路と既存道路の緑化の推進と維持管理の充実及び、ウォーカブルなまちづくりを進めるため、まち歩きや歴史探訪の道のみどりの充実や、にぎわい・交流とみどりをつなぐなど、みどりのネットワーク（みどりの縁結び）の質的向上に取り組みます。

## 施策の方向 II-3 人と自然のつながりを深めるまちをつくる

みどりは、地域の人々が積極的に関わり、愛し、親しんでいてこそ、その存在価値が上がり、その質を維持・向上していくことにもつながります。

そのため、区民・事業者・行政が相互に協力しながら、地域の公園や花壇などの身近な環境づくりに参加し、生活を豊かにするみどりを守り育てていくための仕組みづくりに取り組みます。

## 施策 ★①地域が参加するみどりのまちづくり

地域と協働してみどりを創出する取組みを継続するとともに、創出したみどり空間を、区民や地域とともに維持管理していきます。

緑化に対して積極的な取組を検討している区民・事業者が増加している中、緑化を一層進めていけるよう、事例紹介や、相互に交流や情報・ノウハウの交換をするための仕組みづくりを進めていきます。また、みどりのボランティアへの支援、区民ひろばが中心となった緑化活動や、区民ひろばまつりなど、地域での様々な緑化活動によって、みどりのまちづくりを促進していきます。



西巢鴨四丁目児童遊園（ハーブガーデン）

## 施策 ★②地域の人に親しまれる環境の保全・創出

住民の構成や年齢層の変化などに配慮し、地域の人々に利用される公園づくりを推進します。また、寺社仏閣などのみどりや文化財を活かした景観づくりなどに取り組むとともに、ウォーカブルなまちづくりを進め



るため、まち歩きや歴史探訪の道のみどりの充実や、にぎわい・交流とみどりをつなぐなど、地域の人に親しまれる環境を創出します。そのほか、地域の団体などによる公園、広場の飾りつけなど、都市のイメージを高める取組みの促進や、区内のみどりの名所をめぐるルートづくりによって、区のみどりをPRしていきます。

## 区民ができること

### ● 日々の生活において

- ・ 生態調査への参加や、調査結果を確認など区の自然環境を知るとともに生物多様性への理解を深める
- ・ 自然観察会への参加等、動植物や身近な自然にふれあう機会をつくる
- ・ 生きものを大切にする
- ・ 外来生物の生態系に与える影響について理解し、外から持ち込んだり地域へ放したりしない
- ・ ペット（アメリカザリガニなどの外来生物含む）を飼育する際は、最後まで責任をもって飼育する
- ・ 庭・ベランダの緑化や家庭菜園等、身近なみどりを育てる
- ・ 街路樹や公園のみどりを大切にする
- ・ 地域の緑化活動に参加する
- ・ ボランティアとして地域のビオトープなどのみどり空間の維持管理に参加する



### ● 建て替えのときなど

- ・ 屋上緑化、壁面緑化を行う
- ・ 住宅の新築や改築の際は、地面を残してみどりを取り入れる等、自然環境に配慮する
- ・ 建て替えの際は、既存木の保全に配慮する

## 事業者ができること

### ● 日々の事業活動において

- ・ 事業活動において生態系へ配慮する
- ・ 生物多様性に配慮したみどりの保全・創出に努める
- ・ 屋上緑化・壁面緑化、生垣設置等、事業所内の緑化を進める
- ・ 地域の緑化活動に参加する
- ・ 地域や行政と連携したビオトープ等の維持管理へ参加する
- ・ 事業所内のみどり空間を開放するなど、地域と一緒に楽しめるみどりづくりを行う
- ・ 開発の際は、ABINC<sup>※1</sup>、SEGES<sup>※2</sup>などの環境認証を目指すなど、都市の緑や生物多様性に配慮した土地利用を行う



※1 ABINC：いきもの共生事業所認証として（一社）いきもの共生事業推進が認証。生態系に配慮した緑地づくりに取り組む工場、商業施設等を評価・認証する制度であり、COP10で採択された愛知目標及び生物多様性戦略計画の目標実現に向け、自然と人の共生を企業活動にて推進することを目的に開発された。

※2 SEGES：社会・環境貢献緑地評価システム（公財）として都市緑化機構が認定。社会・環境に対して貢献度の高い優れた緑を評価認定する制度であり、1990年代以降の社会環境の変化に伴い、企業等の自主的な緑の保全・創出活動を支援するため開発された。

## 資源循環を取り巻く動向

### 1) 国際的な動向

#### ① 循環経済（サーキュラーエコノミー）に向けて

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

### 2) 国の動向

#### ① 第五次循環型社会<sup>\*1</sup>形成推進基本計画の策定

国は令和6年8月2日に、第五次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定しました。

本計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、下記の5つの柱を掲げています。5つの柱の実現に向けて国が講ずべき施策を示すとともに、2030年（令和12年）度を目標年次として数値目標を設定しています。

#### 〈5つの柱（重点分野）〉

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

#### ② 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行

2021年6月に成立。プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組みを促進するための措置を盛り込んでいます。

事業者、自治体、消費者が相互に連携しながら、「プラスチック使用製品設計指針と認定制度」や「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「製造・販売事業者等による自主回収・再資源化」、「排出事業者による排出の抑制・再資源化等」、「市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化」等に取り組むことが求められます。プラスチック製廃棄物の分別収集と再商品化が自治体の努力義務とされました。



豊島区においても令和5年度よりプラスチックの資源回収を開始しました



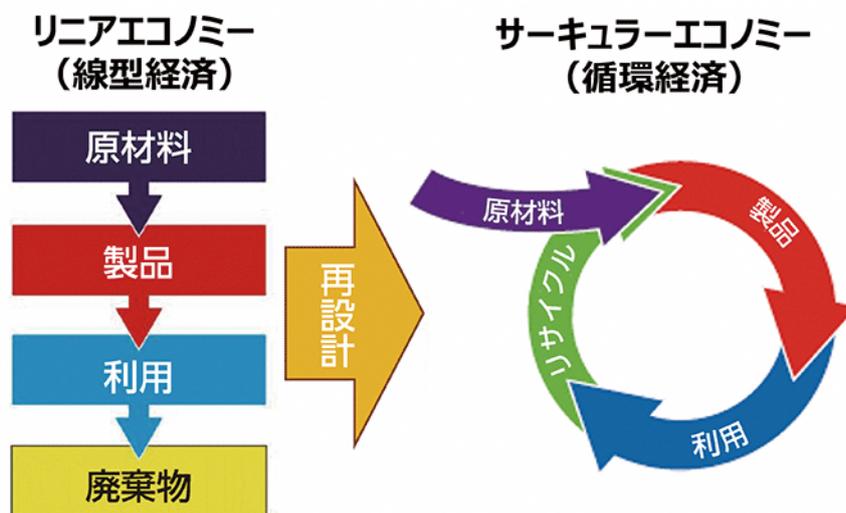
### ③ サーキュラーエコノミーに関する動き

- ペットボトルの水平リサイクル（ボトルtoボトル）、紙おむつリサイクルなど、高度な技術や事業形態が求められるリサイクル事業を一層進めるため、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が国会で成立（2024年5月29日公布）。
- 令和6（2024）年6月27日に開催された産業構造審議会資源循環経済小委員会（国の諮問機関）にて、経済産業省より、大量のプラスチックを使用する製造業（自動車や容器メーカーなど）に対し、プラスチック再生材の一定量の使用を義務づける法改正（「資源有効利用促進法」の改正）の方針が示され、了承されました。

## コラム

### サーキュラーエコノミー

従来の3Rの取組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。また、サーキュラーエコノミーへの移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。特に欧州（EU）においては、2030年を目途に新車生産に使うプラスチックの内25%以上を再生プラスチックとすることを義務化するなど、先行的に取組みが進められています。



※限りある資源の効率的な利用等により世界で約 500 兆円の経済効果があると言われている成長市場（出典：Accenture Strategy 2015）

資料：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy」（2016）より環境省作成

※1 循環型社会：3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底により実現される、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減する社会のこと。

## 3) 東京都の動向

### ① 東京都資源循環・廃棄物処理計画の改定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく法定計画であり、『未来の東京』戦略（2021年3月策定）及び東京都環境基本計画（2016年3月策定）に基づく個別分野の計画であり、2021年度から2025年度までの5年間（2050年を見据えた2030年のビジョンを提示）を期間としています。

#### 〈 主な施策 〉

1. 資源ロスの更なる削減
2. 廃棄物の循環利用の更なる促進
3. 廃棄物処理システムの強化
4. 健全で信頼される静脈ビジネスの発展
5. 社会的な課題への的確な対応

### ② 東京都災害廃棄物処理計画の改定

2017年6月に策定して以来、大型台風による被害が発生していることや、2022年5月に、首都直下地震等による被害想定の見直しが行われたことから、2023年9月14日に東京都廃棄物審議会より「東京都災害廃棄物処理計画の改定について」の答申を受け、改定が行われました。被害想定の見直しに伴い、災害廃棄物の排出量が減少しました。



## 現状と課題

モノの資源採掘から始まる生産、販売、消費、廃棄まで多くの資源・エネルギーが使われており、限りある資源を有効に活用することがエネルギー消費を減らし、資源の節約に繋がります。区内のごみ排出量はここ3年間減少傾向にありますが、排出されるごみの中には再利用可能な資源や食品ロスとなる生ごみが相当程度含まれており、ごみの埋め立て処分場を長く使用するためにも、令和6年度に区内全域で開始したプラスチック資源回収を含め3Rを進めていく必要があります。

リチウムイオン電池や資源の可燃ごみへの混入、粗大ごみ不法投棄、事業系ごみの不適正排出など、ルールが守られないごみ処理が年間約4万件となっています。また、異物混入による清掃工場や清掃車、処分場での火災等の事故が増えています。資源循環を進め安定的な廃棄物処理を行い、まちをきれいにするためにも、区民・事業者がルールを順守するための取組みが不可欠です。

### 目指す姿

### 基本目標Ⅲ 資源循環

- ◆ 持続可能な循環型社会を実現するために、区民・事業者が生産・消費・廃棄において、リデュース・リユースの優先的実践と質の高いリサイクルを推進している。
- ◆ 区民一人ひとりが責任をもって行動し、ごみを適正に分別し排出している。

## 目標達成に向けた施策

#### 施策の方向

#### 施策

Ⅲ-1 リデュース・リユースを推進する

- Ⅲ-1 ★①リデュース・リユースによるごみの排出削減  
★②区民・事業者への啓発・情報発信  
③食品ロス削減

Ⅲ-2 質の高いリサイクルを実現する

- Ⅲ-2 ★①プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進   
②事業系ごみのリサイクル促進  
③区民・民間事業者との連携・協働

Ⅲ-3 安定的で適正なごみ処理を推進する

- Ⅲ-3 ①適正分別・適正排出の徹底  
②処理困難物等の適正排出  
③災害廃棄物対策

## 取組指標と成果指標

### 【取組指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030年度)
ごみ減量に関する出前講座の実施回数 (回/年)	11	14
リユース食器を使用するイベント回数 (回/年)	8	20
★ 3Rに関して発信した件数 (回/年)	107	66
ごみ分別アプリの登録者数 (累計)	4,103	10,000
食品ロス削減推進に関する情報発信回数 (回/年)	36	30
区民一人1日あたりのプラスチック回収量 (g/人日)	18.33 (注)	24.1
★ 町会・清掃担当者との意見交換会、 リサイクル・清掃関係施設見学会の開催回数 (回/年)	2	2
連携して活動した民間団体等の数	171	185
適正分別・適正排出に関して発信した件数 (回/年)	100	52
不法投棄回収件数 (件)	3,711	3,550

(注) 2023年10月より本格実施のため参考値

### 【成果指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030年度)
★ 一人一日あたり区収集ごみ量 (g/人日)	472	463
マイボトル用給水機 (公共施設設置分) 利用による ペットボトル削減量 (本/500ml) (累計)	50,550	900,000
★ 資源化率 <sup>※1</sup> (%)	23.6	24.1
事業系ごみ (持込ごみ) の排出量 (t)	34,797	28,384
可燃ごみの分別率 (%)	77.4	79.5
食品ロスの削減に取り組む区民の割合 (%)	44.9	80.0
「ごみの収集が円滑に行われており街が きれいに保たれている」と思う区民の割合 (%)	61.5	68.5

※1 資源化率：廃棄物 (区収集ごみ量と資源回収量の合計) に対する資源回収量の割合のことです。資源化率 = 資源回収量 / (区収集ごみ量 + 資源回収量)



## 施策の方向

### Ⅲ-1 リデュース・リユースを推進する

資源をより有効に活用する質の高い循環型社会においては、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも、とりわけ2R（リデュース・リユース）の取組みを強化し、ごみが排出される前の段階で減量することが重要となります。

そのため、ごみの減量に関する周知・啓発、再使用の取組みを広げるための各種仕組みづくりや支援により、区民や事業者の日常生活や事業活動におけるごみの減量を促進します。

## 施策

### ★①リデュース・リユースによるごみの排出削減

家庭用生ごみ処理機導入への助成、区のイベント等におけるリユース食器の利用、フリーマーケット実施団体への支援など、区民等による様々な取組みを支援します。また、修理・清掃した粗大ごみのあっせんや、家庭から出された廃食用油を使ったせっけんづくりなどのごみ減量の取組みを実施します。

区民に向けてはエコバッグの推進、レジ袋や過剰包装の削減を引き続き呼びかけていきます。

さらに、わかりやすい資源循環のあり方として、資源のトレーサビリティについて、民間事業者と連携し、廃食用油の回収を多面的に実施、新たな回収スポットや石鹸以外の再利用先について、データ等を活用し区民に可視化することで行動変容を促進させていきます。

なお、プラスチックごみ削減の取組みとして、区役所本庁舎・区民ひろば・図書館などの区有施設にマイボトル用給水機を設置しています。マイボトルの推進によりCO<sub>2</sub>の削減も目指します。給水機付近には施設ごとのペットボトル削減効果を掲示し、効果を見える化することにより、利用者の地球環境への貢献を後押ししています。

また、拡大生産者責任に基づく資源循環制度の拡充について、国に働きかけていきます。



マイボトル用給水機

## 施策

### ★②区民・事業者への啓発・情報発信

ごみの発生抑制やリサイクルの仕組みを地域社会の中に確立し定着させるために、講座・見学会、などを通して、リサイクル・ごみの減量・再生品の利用拡大に関する学習機会や情報を提供します。また、再資源化した物品を区民ひろば等で展示することにより、資源の再資源化の工程を視覚的に周知してきました。今後も継続して情報提供の場として活用していきます。

また、幅広いバックグラウンドを持つ区民へ配慮し、外国語版のごみ分別パンフレット作成、転入者への窓口での配付などの対応を進めるとともに、導入したごみ分別アプリ、SNS、区のホームページ等の情報手段を有効利用しながら、ごみ減量や分別などの情報を提供し、効果的な周知を図っていきます。

さらに、町会・清掃担当者の意見交換会や、リサイクル清掃関係施設見学会等の開催により、区民・事業者・団体等、様々な主体が、ごみの減量に向けた取組み状況や課題を共有し、協力して活動していくための場を提供します。また、今後の清掃・リサイクル事業における課題などについて、リサイクル・清掃審議会等にて意見交換の場を設け、連携を深めていきます。

## 施策

### ③食品ロス削減

フードドライブ<sup>※1</sup>の常設窓口を区内4か所に設置するとともに、事業者や大学と連携してイベント等でも実施しています。これにより、食品の廃棄を減らすとともに、社会福祉協議会と連携して区内の必要とする方々へ提供しています。また、小盛りメニューを導入するなど、食べ残しを減らす取組みを実践している区内の飲食店を、「豊島区食べきり協力店<sup>※2</sup>」として登録しています。さらに、民間事業者と協定を締結し、フードシェアリングサービス<sup>※3</sup>の利用について呼びかけています。加えて、外食時における「3010運動<sup>※4</sup>」など、食品ロス削減に向けて取組みを発信していきます。

これらの取組みに加えて、区民向けの講座の開催や食品ロス削減に関するレシピを区内大学と協働で作成してきました。

今後も、区民、事業者、大学など様々な主体と共に食品ロス削減に関する取組みを推進していきます。



食品ロス削減講座



フードドライブで集まった食品の一部

※1 フードドライブ：家庭で食べ切れず余っている食品を持ち寄り、食品の提供を必要とする方々に渡す取組。

※2 食べきり協力店：「小盛りメニューの導入」「食べ残しを減らすための呼びかけ」「ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた周知活動の実施」「食品廃棄物のリサイクル」等により食品ロス削減に取り組み、豊島区食べきり協力店制度に登録された飲食店。

※3 フードシェアリング：飲食店や生産者、小売店から出る売れ残りになりそうな食品と消費者をスマートフォンのアプリなどのプラットフォームを通じてマッチングさせる仕組み。

※4 3010運動：3010運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、＜乾杯後30分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き10分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するもの。



施策の方向

Ⅲ-2 質の高いリサイクルを実現する

循環型社会の構築においては、リデュース・リユースを優先的に進めたうえで、それでも発生する不用物のリサイクルに取り組み、資源を無駄なく有効に利用していく必要があります。

そのため、分別に関する啓発の充実、事業者によるリサイクル回収や集団回収などの促進、事業系廃棄物の分別の促進により、再資源化の仕組みを強化します。また、小型家電等の価値の高い資源の回収を進め、質の高いリサイクルを推進します。

施策

★①プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進 🌱

令和4(2022)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを受け、本区は、令和5(2023)年10月からプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの資源回収を区内全域で開始しました。今後は、資源回収量の増加に向けて継続して周知していきます。

また、社会経済等の動向を踏まえ、新たなリサイクル品目の検討や、繊維の資源循環や水平リサイクル(ペットボトルからペットボトルへ)など、リサイクル手法についても検討していきます。



区民ひろばでの資源(プラスチック)リサイクル展示会

施策

②事業系ごみのリサイクル促進

「廃棄物管理責任者講習会」を開催し、事業者への啓発を行うとともに、事務所などから排出されるごみの適正処理を徹底するため、事業系ごみの排出実態把握の調査を行い、減量や資源化の方策を検討します。また、区有施設におけるごみの分別を徹底し、資源ごみのリサイクルを推進していきます。

施策

③区民・民間事業者との連携・協働

町会や自治会、マンション管理組合等へ、集団回収への参加を呼びかけます。また、集団回収を実践している団体に対する報奨金の支給などの支援を行います。

また、スーパーマーケットをはじめとした小売店における食品トレーや牛乳パック等の店頭回収、家電量販店における小型電子機器等の店頭回収、インクカートリッジの区内公共施設などでの回収など、事業者による自主的な資源の回収の取組みを促し、事業者と連携しながら、区民によるこれらの店頭回収の利用を促進していきます。

ごみ処理を効率的に行うためには、適正に分別し排出することが不可欠であり、ごみの適正処理は、衛生面での環境悪化や有害物質による汚染を防止するうえでも重要な側面です。そのため、排出ルールを守った適正な排出の促進と、事業者による排出者処理責任の徹底に取り組みます。

また、今後起こり得る災害等に備えて「災害廃棄物処理基本計画」について検討を行い、必要があると認める場合は修正が必要です。新たな災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物処理体制の具体的な行動手順の検討に取り組みます。

施策

①適正分別・適正排出の徹底

区民に対して適正な分別と排出マナーの向上のため、冊子や広報、ごみ分別アプリ、SNS、ホームページや集積所看板など、様々な媒体で周知するとともに、巡回パトロール等の継続的な排出指導を行い、不法投棄防止に努めます。

事業者に対しては、適正な処理を促進するための助言を行うとともに、事業用中小規模建築物の所有者への廃棄物管理に関する指導を行い、事業系ごみの減量、資源化、適正処理を推進します。また、事業活動に伴って排出される事業系ごみの排出・処理状況や法令・条例に関する情報提供を行うとともに、例外的に有料で行政収集を行っている一部事業者については、民間収集への移行についての情報提供を行うとともに有料ごみ処理券の適正貼付指導を継続します。



資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

施策

②処理困難物等の適正排出

そのままでは埋立処分することができない製品の情報や正しい分別方法などを周知します。特に、リチウムイオン電池等の二次電池がごみとして排出されることにより、清掃車、処分場での火災等の事故が増加している等の背景を踏まえて、適正処理が必要な製品について引き続き検討を進めます。

施策

③災害廃棄物対策

災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、東京都や近隣自治体、事業者等と協定の締結などにより連携を図りながら、区の「災害廃棄物処理基本計画」に基づき、具体的な処理体制及び災害発生時の職員の効率的な行動手順についても整理していきます。

なお、「豊島区地域防災計画」が令和6(2024)年9月に改定されました。今後、地域防災計画の改定内容との整合性を図るとともに、被害想定の見直しを災害廃棄物発生量推計に反映するなど、「災害廃棄物処理基本計画」の一部を見直していきます。



## 区民ができること

### ● 日々の生活において

- ・ ライフスタイルを見直し、ごみ自体を出さないよう努める
- ・ 食品ロス削減に関する理解を深める
- ・ 家にある食材を優先的に使うことを考えて献立を考える
- ・ 家電・家具等は修理するなどし、できるだけ長く使う
- ・ 排出ルールに従ってごみと資源の分別を行い、資源リサイクルに取り組む
- ・ 発火の可能性があるものなど、危険なものは捨てる際に特に注意する



### ● 買い物・外食のときなど

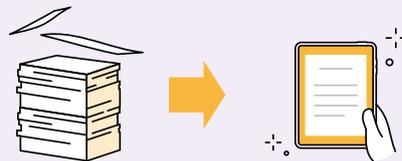
- ・ 買い物の際はマイバッグを持参し、過剰な包装を断る
- ・ 買いものに行く前には家にある食材をチェックする
- ・ 買ってすぐに食べるなら、商品棚の手前にある商品を積極的に選ぶ
- ・ マイボトルやマイ箸を利用する
- ・ 食品ロス削減等に取り組む店を積極的に利用する
- ・ フードシェアリングを活用する
- ・ 食べきれぬ分だけ注文する
- ・ 3010運動に取り組んで宴会時の食べ残しを減らす
- ・ フリーマーケットやリユース・リサイクル店等を活用する
- ・ 災害に備えた食品の備蓄は、ふだん食べているものを消費しながらストックする「ローリングストック法」で食品ロスを出さないようにする



## 事業者ができること

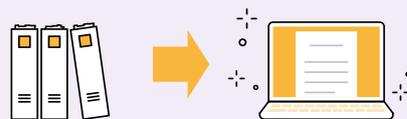
### ● 日々の事業活動において

- ・ ペーパーレス化を進める等、資源の消費を抑える
- ・ ごみと資源の分別を徹底する
- ・ 排出者処理責任を遂行する
- ・ 災害廃棄物処理についての協力を検討する
- ・ 生産者の責任として製品の自主回収を推進する



### ● 食品の販売、食事の提供において

- ・ 食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組む
- ・ まだ食べられる廃棄食品の削減に取り組む
- ・ 必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進める



### ● 商品・サービスの販売、提供において

- ・ 買い物客のマイバッグ持参を支援する
- ・ 流通時の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時は簡易な包装にする
- ・ 販売した製品の店頭回収を行う
- ・ 建設工事における廃棄物の発生を抑制する
- ・ プラスチックの使用を控える



## 基本目標Ⅳ

# 快適環境

すべての人が安全・安心・快適な環境の中で暮らし活動できるまち

## 公害対策・環境美化を取り巻く動向

### 1) 公害対策

令和3（2021）年4月に改正大気汚染防止法が施行され、建築物の解体・改修工事におけるアスベストの飛散を防止するための規制が強化されました。

〈改正大気汚染防止法によるアスベスト規制強化の主な内容（2021年4月施行）〉

#### ● 規制対象建材の拡大

- ・成形板等の非飛散性アスベストが法の規制対象に追加
- ・アスベスト含有仕上げ塗材の除去作業基準が追加

#### ● 罰則の強化

- ・適切な除去を行わなかった場合の直接罰の追加
- ・下請負人にも作業基準の遵守義務が適用

#### ● 事前調査の信頼性の確保

- ・解体・改修工事における事前調査結果報告の義務付け（2022年4月施行）
- ・必要な知識を有するものによる事前調査実施の義務付け（2023年10月施行）

〈石綿含有建材の種類〉

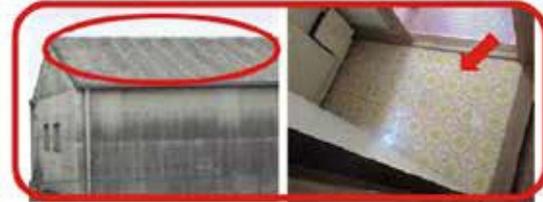
吹付け石綿（レベル1）



石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材（レベル2）



その他の石綿含有建材（成形板等）（レベル3）



アスベスト等を含む建築物の解体工事件数は年々増加し、2028年頃にピークを迎えるとされており、工事におけるアスベスト対策は健康被害を防ぐための重要な課題です。建築物のアスベスト対策についても、災害時の被災建築物からのアスベスト飛散による健康被害を防ぐうえでも重要です。

東京都の大気環境は、ディーゼル車規制や工場・事業場等の固定発生源の対策に取り組んできた結果、大幅に改善されましたが、光化学オキシダント<sup>※1</sup>については環境基準<sup>※2</sup>を達成しておらず、残された課題となっています。

※1 光化学オキシダント：オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するもの限り、二酸化窒素を除く）のこと。光化学スモッグの原因となる。

※2 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、最終的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標。

幅広い用途で使用されているPFAS※1(有機フッ素化合物)については、自然環境中では分解されにくく、高い蓄積性を有することなどが確認されています。

国内では「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」で製造・輸入等を原則禁止としていますが、一部の地域では地下水などで国の定めた暫定目標値を超える値が確認されています。国は令和5(2023)年に「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」を開催して今後の対応の方向性を示しました。東京都では相談窓口の開設や水道水の給水栓(蛇口)における定期的な検査及び水質管理の徹底、都内全域の地下水調査による実態把握を進めています。豊島区内は、都の調査の結果は水道水及び地下水のいずれも暫定目標値以下でした(令和5年度時点)。

## 2) 環境美化

令和2(2020)年4月、「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行となり、屋内は原則禁煙となりました。事業所や飲食店など屋内での喫煙が制限されたことにより、道路や公園など屋外の公共の場所や、駐車場などの私有地での喫煙が増加し、対策が求められています。

また、令和5(2023)年の新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、一時は激減していた外国人観光客数は急激に回復しており、近年は観光客によるごみのポイ捨てなどが問題となっています。

### 現状と課題

建築物の解体工事件数が増加傾向にあるため、豊島区内では建設工事に起因する苦情件数が増加しており、また工事現場への掲示不備などのアスベストに関する法令違反も散見されます。工事現場における騒音・振動やアスベスト飛散などの環境リスクを減らすためには事業者が法令遵守・適正施工を徹底させることが必要です。

また、大気環境に関しては、都内の光化学オキシダント濃度は環境基準を達成しておらず、夏場にはしばしば光化学スモッグ※2が発生しています。光化学オキシダント濃度を低減するには、原因物質であるVOC※3(揮発性有機化合物)を抑える取組みが必要です。

環境美化に関しては、人口密度が高い上に、通勤、通学、外国人観光客などを含む来街者が多く、繁華街を抱えるという大都市の特性上、ごみ等のポイ捨てや路上喫煙者対策などの課題が生じやすく、特に、近年は望まない受動喫煙に係る多くの意見等が区に寄せられています。

受動喫煙防止対策も踏まえ、安全・安心なまちづくりを進めていくためには、多様な主体と連携を図りながら、ポイ捨て抑制・喫煙マナー向上等、まちの美観を維持・向上させていく必要があります。

※1 PFAS:有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。PFASは1万種類以上あるが、中でもPFOS、PFOAは、人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている。

※2 光化学スモッグ:工場や自動車の排気ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素(揮発性有機化合物)が紫外線の影響で光化学反応をおこし、それにより生成する有害な光化学オキシダントやエアロゾルが空中に停留しスモッグ状になること。

※3 VOC:volatile organic compoundsの略。揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。浮遊粒子状物質や光化学スモッグの原因物質の一つ。



## 目指す姿 基本目標Ⅳ 快適環境

◆ 区民一人ひとりの環境美化意識が高まり、クリーンな大気環境が保たれ、人々が安全で快適に過ごすことができる。

### 目標達成に向けた施策

施策の方向

施策

Ⅳ-1 健康・快適な環境を保全する

Ⅳ-1 ★①公害対策  
②化学物質の適正管理

Ⅳ-2 美しいまちづくりを推進する 🌸🌿

Ⅳ-2 ★①路上喫煙・ポイ捨て防止対策 🌸🌿  
★②清掃・美化活動の推進 🌸🌿  
③カラスやハクビシン等による被害対策

### 取組指標と成果指標

#### 【取組指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030年度)
★ 解体工事現場への立入検査によるアスベスト施工状況確認件数 (件/年)	548	550
VOC (揮発性有機化合物) 排出事業場立入指導件数 (件/年)	5	6
ごみゼロウィークの開催回数 (回/年)	7	8
★ 路上喫煙・ポイ捨て防止パトロールの指導件数 (件/年)	58,774	42,500
★ 路上喫煙・ポイ捨て禁止啓発路上シールの貼付数 (枚/年)	171	200
環境美化に関する活動への参加人数 (人)	12,237	13,000

#### 【成果指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030年度)
★ 解体工事における大気汚染防止法の基準 (アスベストに関する作業基準) 適合割合 (%)	84	90
★ 事業場からのVOC (揮発性有機化合物) 排出量 (kg)	6,864	6,000
★ 路上喫煙率 (%)	0.03	0.02
★ 「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」について肯定的な回答をする区民の割合 (%)	35.8	40.2

光化学スモッグなどの大気汚染や、工事現場における騒音振動やアスベストなど様々な公害からの生活環境の保全には、広域的かつ継続的な取組みが必要です。健康で快適な環境の保全に向け、工事現場への立入検査の実施や公害苦情への迅速な対応、VOC（揮発性有機化合物）などの化学物質の適正な管理・使用の促進に取り組みます。

施策

★①公害対策

大気汚染、交通騒音・振動などについて、環境基準項目の監視を継続します。土壌地下水汚染に関しては、事業者に対し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）<sup>※1</sup>に基づく土壌汚染対策の指導を行います。PFAS（有機フッ素化合物）による飲料水への影響に関しては、国や都による調査結果や対策を注視し、区民への情報提供などを行います。

建設作業に関する騒音・振動対策としては、「豊島区建築物等の解体工事における事前対策等に関する要綱」により、建物を解体する場合に、標識の設置と近隣住民への説明を徹底するよう、事業者への周知啓発の強化に取り組みます。また、騒音や振動等の公害が発生しやすい建設作業現場への規制基準遵守の徹底指導や、中高層集合住宅の建築の際に設計者との事前協議により生活騒音等の公害の発生抑制指導を行います。

アスベスト対策としては、解体工事現場への立入検査や建築物の所有者へのアスベスト分析費用助成によりアスベスト飛散防止の徹底に取り組みます。



道路交通騒音調査



アスベスト立入検査

施策

②化学物質の適正管理

光化学オキシダントの原因物質であるVOC（揮発性有機化合物）は、様々な用途で用いられており、主に工場の脱脂洗浄やドライクリーニング溶剤として使用されています。また、接着剤やスプレー製品にも含まれており、一般家庭やオフィスなどでも使用されています。

光化学オキシダント濃度を低減し光化学スモッグの発生を抑制するため、工場等への立ち入り指導やオフィス・一般家庭への周知啓発を通じてVOCの大気への排出削減を推進します。



VOC立入指導

※1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）：環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、工場等の事業場や建設工事等、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、快適環境を確保することを目的とした東京都の条例



## 施策の方向

## IV-2 美しいまちづくりを推進する

区民意識調査（令和5（2023）年実施）による、「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいでである」と思う区民の割合は35.8%でした。

さらに美しいまちづくりを推進するために、区による美化活動だけでなく、区民や事業者等と連携した継続的な美化活動や、来街者へのマナーの啓発など、包括的な取組みを進めます。また、カラスやハクビシン等による被害の防止対策に引き続き取り組みます。

## 施策

### ★①路上喫煙・ポイ捨て防止対策

平成23（2011）年度に制定した「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」に基づき、路上喫煙・ポイ捨てで減少のための取組みを進めます。具体的には、路上喫煙・ポイ捨てに対して直接指導するパトロールや区と地元住民、警察が連携した環境浄化パトロールの実施、喫煙者等のマナー向上を目的としたJR各駅周辺における一斉清掃（ごみゼロウィーク）を実施します。

また、受動喫煙を防ぐため、民間施設内の喫煙所の設置に係る費用の助成を行い、区による喫煙所の設置についても進めていきます。指定調査地域における路上喫煙率の調査を継続するとともに、外国人を含む区民、来街者等に対し、喫煙・ポイ捨てに関するルールを認識できるよう、路上啓発表示や看板の設置、多言語チラシの作成・配布等も行います。

さらに、受動喫煙防止に関する啓発は健康対策の強化を図っていきます。



路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール



ごみゼロウィーク

## 施策

### ★②清掃・美化活動の推進

毎年5月30日をとしまがいちばんきれいになる日「ごみゼロデー」として、区内の町会・商店会・学校・事業所などの関係機関との協働による区内全域の一斉清掃を実施し、より多くの方に参加いただけるよう周知を図っていきます。また、自主的な環境美化活動を実践する区内の企業・団体等の「としまクリーンサポーター」としての登録を促進します。これらの団体に対しては、清掃用具の貸出しや情報提供を行うことにより、自主的な清掃活動を支援していきます。

令和4(2022)年度からは、これらの取組みを「としま“まちキレイ”プロジェクト」として再編し、多様な主体と連携しながら、地域における清掃活動の輪を広げています。

具体的には、ごみ拾いSNS「ピリカ」を活用した清掃活動の推進や、PRロゴの作成、各取組みの際にお揃いの軍手やトング等の道具を使用する等、区民の目に留まるような見せ方を工夫し、環境美化意識の醸成を図っていきます。また、若い世代への参加を促すため、企業と連携したインセンティブの活用についても検討を進めます。

まちをきれいにすることで、安全安心な快適環境を目指します。

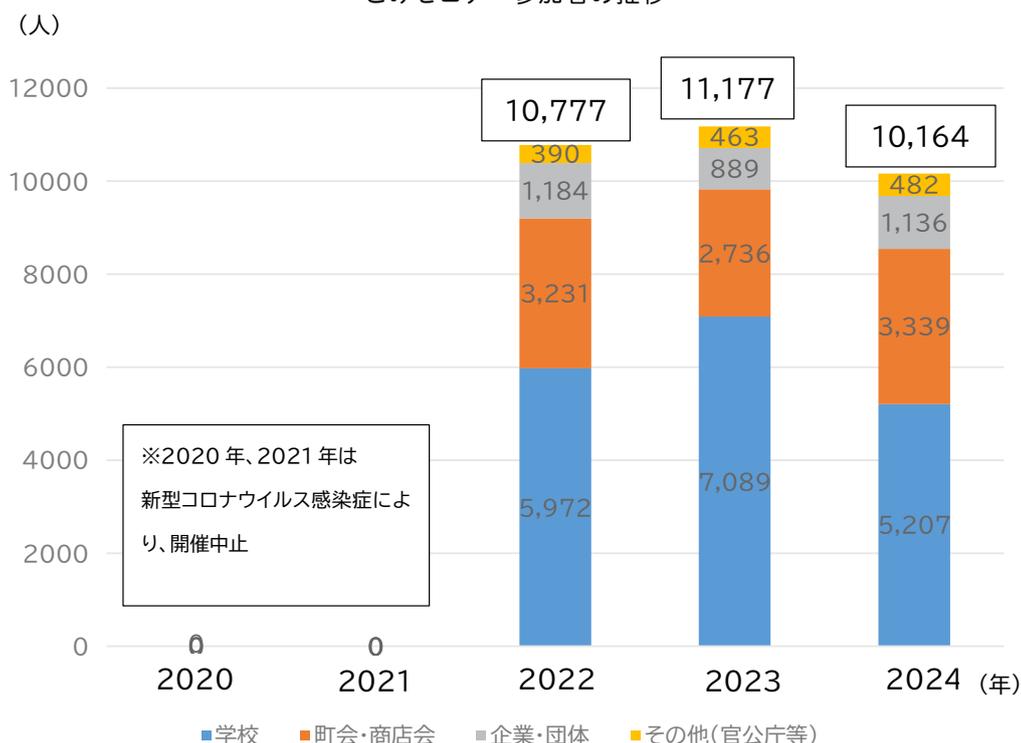


ごみゼロデー



としま“まちキレイ”プロジェクト  
PRロゴ

ごみゼロデー参加者の推移





## 施策 ③カラスやハクビシン等による被害対策

カラス対策としては、特に被害の多い繁華街におけるごみの収集時間を早めるなどカラスによるゴミの散乱防止対策に加え、繁殖期に巣や巣から落下したヒナに近づく人を襲うなど緊急を要する場合に、巣の撤去や巣から落下したヒナの回収など、カラスによる被害を減らす対策に引き続き取り組みます。

ハクビシン対策としては、区民からの目撃情報の収集と情報提供、被害が生じている一般住宅等への箱わなの設置など、地域と連携してハクビシンの被害防止対策に取り組みます。



カラスの巣

## 区民ができること

### ● 日々の生活において

- ・ VOC 排出の少ないスプレー製品や塗料、接着剤を使用し、VOC 発生を抑える
- ・ 騒音・悪臭・振動等を発生させないように近隣への配慮を心がける
- ・ ポイ捨て禁止や喫煙マナーの向上を心がける
- ・ 「ごみゼロデー」などの区が実施する施策に協力する
- ・ 地域の美化を促進する活動へ参加する



## 事業者ができること

### ● 日々の事業活動において

- ・ VOC 排出の少ない材料等の利用や密封容器への保管などにより、VOC 発生を抑える
- ・ 化学物質を適正に管理し、排出削減を図る
- ・ 建設工事などによる騒音・振動などの発生を抑制する
- ・ アスベストについて工事の事前調査や事前除去など、適正施工により飛散を防止する
- ・ 公害関係の法令を遵守する

### ● CSR (企業の社会的責任)<sup>\*1</sup> 活動において

- ・ 地域の環境美化を促進する活動へ参加・協力する
- ・ としまクリーンサポーター制度へ参加・協力する

※1 CSR:(Corporate Social Responsibility) 企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取りまく様々はステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方のこと。

## 共通目標について

環境都市像を実現していくための柱として、環境分野別の4つの基本目標の柱に加え、分野横断の柱として「区の率先行動及び教育・連携」を掲げます。

区は区民、事業者・団体等の模範となり、取り組みを牽引する立場にあります。区の事業から発生する温室効果ガス排出削減など率先して環境への取り組みを進めていきます。

また、今の環境への取り組みが10年後、20年後の環境を作っていきます。その意味でも将来を担う子どもたちへの環境教育・環境学習も非常に重要です。区民一人ひとりが環境を自分事として考え行動できるよう、環境行動力向上のための取り組みを進めます。

さらに区民・事業者・自治体間の連携を強化し、環境への取り組みをより一層進めます。

## 包含されている計画

### 豊島区環境教育等行動計画

#### 1) 位置づけ

本計画では、本節（共通目標 教育・連携）を、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律<sup>※1</sup>」（環境教育等促進法）に基づき、「豊島区環境教育等行動計画」（以下「本行動計画」という。）として位置づけます。

#### 2) 策定の背景・意義

持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development:ESD<sup>※2</sup>）の重要性は世界的に認識されており、持続可能な開発に向けた進展を加速するためには、教育及び学習の全てのレベルと分野で行動を起こし拡大していくことが重要となっています。

令和6(2024)年5月には環境教育推進法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が変更され、

- ①環境教育の目的として、気候変動等の危機に対応するため、個人の意識や行動変容と組織や社会経済システムの変革を連動的に支え促すこと。
- ②環境教育において特に重視すべき方法として、これまで重視してきた体験活動に加えて、多様な主体同士の対話と協働を通じた学びやICT<sup>※3</sup>を活用した学びの実践を、学校、地域、企業等の様々な場で推進すること。

※1 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）：環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定める法律。

※2 ESD：一人ひとりが世界の人々や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育のこと

※3 ICT：情報通信技術のこと

※4 GEOC：「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第19条第1項に基づく拠点として環境省が国連大学と共同で運営。

※5 EPO：「持続可能な地域づくりのために中間支援機能を発揮する環境パートナーシップオフィスとして環境省が設置・運営。



- ③学校内外での対話と協働による学びの推進に向けた、学校と地域・団体・企業等をつなぐ中間支援機能の充実による、学校の教職員の負担軽減と教育の質向上の両立を図ること。
- ④これらを推進する具体的な方策の一つとして、中間支援組織の強化等を掲げ、その足掛かりとしてESD活動支援センターや地球環境パートナーシッププラザ（GEOC<sup>※4</sup>）及び地方環境パートナーシップオフィス（EPO<sup>※5</sup>）等の既存の中間支援組織の活用を図ることが掲げられました。

また、「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム実施計画(以下『第2期ESD国内実施計画』という)」が令和3(2021)年に策定され、ESDがSDGs達成への貢献に資するという考え方が初めて明確化されました。第2期ESD国内実施計画では、ESD実現のため多様なステークホルダーを巻き込む方策や、「ESD for 2030」に示された次の5つの優先分野ごとに国内の各ステークホルダーが実施する取組みが記載されています。

1. 政策の推進
2. 学習環境の変革
3. 教育者の能力構築
4. ユースのエンパワメントと参加の奨励
5. 地域レベルでの活動の推進

こうした背景をふまえ、区においても持続可能な社会の担い手を育む教育の促進が求められます。そのためには、一人ひとりが問題の本質や解決に向けた取組みの方法を考え、解決する能力を身に付け、具体的な行動を起こしていくために必要な教育・学習・体験の場や機会をさらに充実させ、環境教育の取組みを促進・強化していくことが必要です。

### 3) 本行動計画の基本的事項

本行動計画は、環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることに加え、これらの取組みを効果的に進めるうえで協働での取組みが重要であることに鑑み、豊島区の環境教育に関する施策の方向や具体的な取組みとともに、環境教育の推進に向けて多様な主体が連携・協働を進めるための施策と取組みを示すものです。

計画期間	2025年度から2030年度まで
計画の推進主体	すべての世代の区民・区に集うすべての人及び事業者・区(みんな)
関連計画との連携	本行動計画では、豊島区教育ビジョン及びその他関連計画と相互に連携を図りながら、環境教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、連携・協働の分野の将来像の実現を目指します。

## 目指す姿

## 基本目標 区の率先行動及び教育・連携

- ◆ 区は区民、事業者・団体等の模範となり、取組みを牽引する立場として、区の事業から発生する温室効果ガスの排出削減等環境にやさしい取組みが進んでいる。
- ◆ 将来を担う子ども世代の環境意識が高く、区民一人ひとりが環境を自分事として考え、行動できる土壌が形成されている。
- ◆ 区民・事業者との連携・協働により環境への取組が進んでいる。

## 目標達成に向けた施策

### 施策の方向

### 施策

共-1 区の業務における  
環境配慮行動を促進する

- 共-1 ①全庁的環境マネジメントシステム  
★②現場力向上・気運醸成  
★③区有施設等の温室効果ガス削減  
④環境配慮型ワークスタイルの推進  
⑤公共空間のみどりの保全・両成・創出・  
身近なみどりの育成

共-2 環境行動力向上のための  
普及啓発・環境教育を促進する 

- 共-2 ★①環境行動力向上のための普及啓発  
★②環境教育・環境学習の推進    
③環境情報の効果的な発信

共-3 環境人材を育成し、活動の場を広げる

- 共-3 ①環境活動を率いる人材育成  
②環境活動の拡大

共-4 連携・協働の仕組みをつくる

- 共-4 ①様々な主体との協働推進  
★②企業・事業者との連携強化  
③自治体間連携による環境配慮



## 取組指標と成果指標

### 【取組指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030年度)
区有施設の太陽光発電設置済数 (累計)	27	30
★ LED化された街路灯 (基数) (累計)	7,281	13,334
★ 再生可能エネルギー電力量の導入率 (電力使用量) (%)	29.4	60.0
★ 多様な人に向けた環境に関する啓発講座等の参加者数 (人/年)	1,391	1,480
★ 環境教育支援プログラムの参加校 (校)	34	35
環境リーダーの数 (累計)	348	382
家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰数 (表彰数/年)	36	40
★ 事業者等の自主的な環境美化活動 (としまクリーンサポーター登録団体数) (件)	170	180
環境に関する連携・協定数	24 ※令和6年8月時点	30
自治体間連携カーボン・オフセット事業による森林整備面積 (ha) (累計)	4.67	12.63

### 【成果指標】

指標	現状値 (2023年度)	目標値 (2030年度)
★ 豊島区施設から排出される温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> ) ※出先機関含む	11,256	8,420
環境教育支援プログラム実施回数 (累計)	43	407
★ 「環境に優しいライフスタイルを実施している」 と回答する区民の割合 (%)	83.5	89.4
「みんなで (地域や事業者等と連携して) 環境保全に 取り組んでいる、または取り組みたい」と考える区民の割合 (%)	39.7	66.8
自治体間連携カーボン・オフセット事業による CO <sub>2</sub> 吸収量 (t-CO <sub>2</sub> ) (累計)	51.5	136.1

区は、区民・事業者の取組みを牽引する立場として、区の事業から発生する温室効果ガスの排出削減に率先して取り組む必要があります。区は区民、事業者・団体等の模範となり、取組みを牽引する立場として、ゼロカーボンシティの実現に向け、区の事業から発生する温室効果ガスの排出削減を率先して実行していきます。

施策

①全庁的環境マネジメントシステム

平成24(2012)年度から、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムである「エコアクション21」認証を受け、全庁体制により環境負荷軽減の取組みを進めています。地球温暖化対策推進法に基づく、豊島区役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、区施設から排出される温室効果ガス削減目標50%削減(2013年度比)に向け、さらに対策を強化していきます。

施策

★②現場力向上・気運醸成

全庁推進体制の柱として、令和6(2024)年度に立ち上げた環境に関する庁内横断チーム「としま☆デコ活リーダーズ」の活動を通じて、環境推進員や若手職員による豊かな発想を活かしていきます。

※「としま☆デコ活リーダーズ」

「区民・事業者」チーム、「環境教育」チーム、「区職員向け」チームの3チームにより、庁内環境取組みへの提案や啓発等を行います。環境清掃部の施策と適宜連携することを想定しています。

施策

★③区有施設等の温室効果ガス削減

区有施設の照明設備のLED化、新築施設における雨水利用設備の設置や省エネルギーに寄与する建築資材の利用、老朽化した街路灯の省エネ型街路灯への転換など、環境配慮型設備の導入を進めます。施設管理に関しては、平成25(2013)年度から取り組んでいる、施設・設備のエネルギー使用の合理化のための管理要領を定めた「管理マニュアル(管理標準)」の作成を引き続き進めます。

今後、新築・改築を行う施設については、建物の用途や特性等を踏まえ、ZEB Ready相当以上を目指します。学校施設については、環境への負荷を低減し、緑化や暑熱対策の進んだ施設整備を進めることにより、エコスクール化を推進します。



## 施策 ④環境配慮型ワークスタイルの推進

コピー用紙など、区が購入する物品のグリーン購入<sup>※1</sup>について全庁的な周知と実施を徹底し、庁用車の導入や更新の際には低公害車・低燃費車などの導入を、引き続き推進していきます。また、区が使用するエネルギーについては、再生可能エネルギー由来の電力などの調達を更に進めることで、温室効果ガス排出削減を図っていきます。さらに、石油由来の製品使用抑制の観点から、ペットボトルなどの使用削減や庁内プラスチック使用削減を進めます。

DX<sup>※2</sup>化を進め、全庁におけるペーパーレス会議の推進、部署ごとの印刷量を見える化・報告し、環境に配慮したワークスタイルをすすめ、ベストプラクティスを庁内で共有します。また、「豊島区環境年次報告書」やチラシ作成等で発生するCO<sub>2</sub>のカーボン・オフセットの実施に努めます。また、区役所本庁舎各階には職員用も含めてマイボトル用給水機を設置し、職員のマイボトル利用によるCO<sub>2</sub>排出削減を進めています。

## 施策 ⑤公共空間のみどりの保全・再生・創出・身近なみどりの育成

学校や区有施設において、屋上緑化・壁面緑化など、みどり豊かな施設整備に取り組みます。「豊島区みどりの条例」に基づき、地域のみどりの拠点となるように公共施設の緑化を推進します。さらに、公共空間でのグリーンインフラの効果を高める方法の検討をすすめ、みどりの整備を図るとともに、まとまった公共施設跡地等への公園の配置など、公共空間におけるみどりの創出について検討を進めます。

また、区立小学校、区民ひろば及び区内公共施設における緑のカーテンづくりを進めます。

※1 グリーン購入:購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

※2 DX:データやデジタル技術を使って、顧客目線で新たな価値を創出していくこと。また、自治体DXとは、行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携などを通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図るもの。

## 環境に関する庁内横断チーム ～としま☆デコ活リーダーズ～

環境問題を自分事としてとらえ、全庁を挙げて、ゼロカーボンの実現に向けた取り組みを加速させていくため、令和6(2024)年5月に全庁横断的なチーム「としま☆デコ活リーダーズ」を立ち上げました。

「としま☆デコ活リーダーズ」というチーム名は、チームメンバーによる投票により決定し、率先してデコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)を広めるリーダーになるという意味がこめられています。

以下の3チームに分かれ、新たな事業提案や庁内の啓発活動などに取り組んでいます。



### ◆区民・事業者向け事業提案チーム

区民や事業者が環境を自分事として捉え、現在のライフスタイルやワークスタイルを環境に配慮したものに変わってほしいというように、様々なアプローチ方法を検討しました。楽しみながら環境にやさしい取り組みを実践するきっかけを提供できるような事業を検討しています。

### ◆子どもたちへの環境教育事業提案チーム

子どもたちが環境に興味を持ち、楽しく学ぶことができるよう、様々なアイデアを出しました。中学生の声を実際に聞きに行ったり、コラボを検討している企業の方にお話を伺うなど、事業化に向けて取り組みを進めています。

### ◆区職員向け事業提案+情報発信チーム

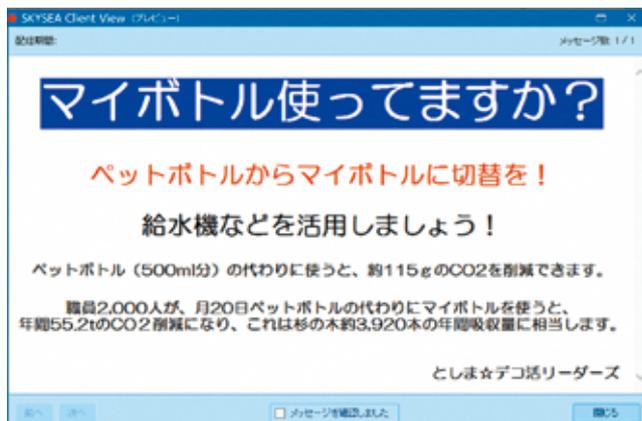
「できることをすぐにやる」をモットーに、職員用パソコンへの省エネ行動に関するメッセージの表示や、区有施設のペットボトル用ごみ箱に「マイボトルに変えませんか?」といったポップの貼付など、職員向けの啓発活動をすぐにできることから着々と取り組んでいます。

デコ活リーダーズの提案から政策形成のヒントを得て新たに動き始めた取り組みもあります。

今後も新規事業の実現に向けた取り組みや、新たな啓発活動など、「としま☆デコ活リーダーズ」の取り組みを区役所全体へ広めていき、区民や事業者等の模範となるよう区の率先行動を強化していきます。

### 【環境基本計画改定にも参加しています】

本計画の改定の際には、デコ活リーダーズからの意見を反映しました。また、20ページのイラストはデコ活リーダーズメンバーが作成しています。





## 施策の方向

## 共-2 環境行動力向上のための普及啓発・環境教育を促進する

環境を保全し、持続可能なまちを実現していくためには、環境配慮に関する一人ひとりの心がけと実践が必要です。そのため区民一人ひとりの環境行動力向上のために普及啓発を促進します。また、その基礎となる環境学習・環境教育の促進を図るための取り組みや仕組みの充実を進め、環境に関する情報の効果的な発信を行うことで、環境に関する理解や学び、体験を促進します。また、環境情報の効果的な発信を行います。

### 施策

#### ★①環境行動力向上のための普及啓発

地球温暖化対策、自然共生、資源循環、快適環境の各基本目標の中に、区民の皆さん、事業者の皆さんの取り組みが円滑に進むよう普及啓発に係る施策を掲げております。

#### ●再生可能エネルギー等の利用促進 基本目標 I

再生可能エネルギーに関する区民・事業者の理解を促進し導入へとつなげるため、普及啓発を行います。また、水素エネルギーなどの環境にやさしいエネルギーに関して、イベントやセミナーなどの機会を利用して情報発信を行い、区民や事業者への普及啓発を図っていきます。

#### ●家庭における環境にやさしい行動の普及促進 基本目標 I

日本は、2030年度のCO<sub>2</sub>排出量を2013年度から46%削減することや、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。この目標を達成するべく、政府は、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」(愛称『デコ活』)を開始しました。豊島区もこの取り組みに賛同し、デコ活宣言を行いました。区民への『デコ活』の認知度を高めるため、具体的な取り組みを掲載したチラシを作成し、区内施設やイベント等で配布するなど、PR活動を行い、環境への取り組みを促進しています。

#### ●事業者における環境にやさしい行動の普及促進 基本目標 I

区内事業所に対して、省エネルギーの推進を呼びかけ、区内で働く一人ひとりが省エネ対策や環境に配慮した行動に取り組むことができるよう、情報提供や啓発を行っていきます。また、国や東京都、区が実施する省エネ対策の支援制度等の情報を発信するなど、具体的な省エネ対策につながるよう、普及啓発を進めます。

## ●生物多様性保全のための学習・参加の場の提供 基本目標Ⅱ

生物多様性の重要性について、区民や事業者の共通認識として定着させるため、区内の生物多様性に関する各種情報発信を行うとともに、「豊島の森」における小学生の親子を対象とした参加型の環境学習プログラムやみらい館大明での「いのちの森」自然観察会等を実施します。地域ボランティアのヤゴレンジャーを派遣し、学校のプールにいるヤゴ等の生きものに関する学習を行うなど、様々な主体による学習と参加を促進していきます。また、区立小学校3年生には区内の生きものを紹介する「としま生きものガイドブック」を配布して、身近な生きものへの学習機会を設けます。池袋の森など自然豊かな公園なども活用し、生物多様性を身近に感じられる啓発等も行っていきます。

## ●区民・事業者への啓発・情報発信 基本目標Ⅲ

ごみの発生抑制やリサイクルの仕組みを地域社会の中に確立し定着させるために、講座・見学会、などを通して、リサイクル・ごみの減量・再生品の利用拡大に関する学習機会や情報を提供します。また、再資源化した物品を区民ひろば等で展示することにより、資源の再資源化の工程を視覚的に周知してきました。今後も継続して情報提供の場として活用していきます。

また、幅広いバックグラウンドを持つ区民へ配慮し、外国語版のごみ分別パンフレット作成、転入者への窓口での配付などの対応を進めるとともに、導入したごみ分別アプリ、SNS、区のホームページ等の情報手段を有効利用しながら、ごみ減量や分別などの情報を提供し、効果的な周知を図っていきます。

さらに、町会・清掃担当者の意見交換会や、リサイクル清掃関係施設見学会等の開催により、区民・事業者・団体等、様々な主体が、ごみの減量に向けた取組み状況や課題を共有し、協力して活動していくための場を提供します。また、今後の清掃・リサイクル事業における課題などについて、リサイクル・清掃審議会等にて意見交換の場を設け、連携を深めていきます。

## ●路上喫煙・ポイ捨て防止対策 基本目標Ⅳ

外国人を含む区民、来街者等に対し、喫煙・ポイ捨てに関するルールを認識できるよう、路上啓発表示や看板の設置、多言語チラシの作成・配布等も行います。

さらに、受動喫煙防止に関する啓発は健康対策の強化を図っていきます。

## ●清掃・美化活動の推進 基本目標Ⅳ

ごみ拾いSNS「ピリカ」を活用した清掃活動の推進や、PRロゴの作成、各取組みの際にお揃いの軍手やトンガ等の道具を使用する等、区民の目に留まるような見せ方を工夫し、環境美化意識の醸成を図っていきます。また、若者など区民による参加型活動などにより地域への美観意識醸成を図ります。企業と連携したインセンティブの活用についても検討を進めます。



## 施策 ★②環境教育・環境学習の推進 🌸🌱

### ●環境教育

区立小中学校においては、環境に関する学習を行っています。子どもたちが自分自身で調べた内容について学習発表会で発表したり、自然体験を取り入れた宿泊行事の中で清掃活動を行うなど、環境保全に向けた具体的な取り組みを体験的に学んでいます。また、地域の方々、大学、企業等と連携し、地域全体で環境学習に取り組んでいます。

### 区内の小中学校における環境教育の取り組み

#### ●地域との連携

- ・西巣鴨中学校では、「バラ見守り隊」として、地域の方々とともに大塚バラロードの環境美化に取り組んでいます。
- ・千早小学校では、「千早ビオトーププロジェクト 85」を立ち上げ、地域の方々と専門家の力を頂きながらビオトープの維持管理を行い、環境教育の一貫として取り組んでおります。

#### ●大学との連携

- ・朝日小学校では、学校に緑を増やし、環境について学ぶために大正大学と連携して花や野菜を育てたり、外部講師による環境学習を行ったりする「朝日緑豊かプロジェクト」を実施しています。

#### ●企業との連携

- ・西池袋中学校では、着なくなった子ども服を株式会社ファーストリテイリングを通じて難民の方々に届けるプロジェクトを実施しています。

#### ●地域資源を活用した環境学習

- ・駒込は日本を代表する桜の木「ソメイヨシノ」発祥の地であり、駒込小学校の校庭には豊島区開花標準木の駒桜があります。桜の文化を継承するため、1年生から6年生まで学校独自の副教材「駒小さくら物語」で桜について学んでいます。



【西巣鴨中学校】  
地域の方とバラ見守り隊として活動している様子



【西池袋中学校】  
着なくなった子ども服を梱包する様子



【朝日小学校】  
「朝日緑豊かプロジェクト」で花や野菜を植えている様子

### ●環境学習

区立小中学校では、各学校の実態に合わせた環境学習を実施するため、様々な分野の専門家を派遣することで、各学校の環境教育を支援します。また日々の教育活動の中で、環境について考える機会を設けており、「ごみゼロデー」では、学校と地域と一緒に清掃活動を行っています。

また、学校でのビオトープづくりも実施しています。「環境とリサイクルに関するポスターコンクール」には、毎年多くの児童・生徒が応募するなど、児童生徒の意識啓発に役立っています。

また区民を対象として、ごみ減量・分別等に係る出前講座、区民による生きもの情報の共有、「豊島の森」にお

ける環境講座、図書館においては関連書籍の展示・貸出のほか、ガーデニングや緑のカーテン等で図書館の緑化を行うなど環境に関する様々なテーマについて学習できる機会を提供します。そして、「としまエコライフフェア」などの環境イベントの実施により、子どもから大人まで幅広い世代の区民が環境について知り、考える機会と場を提供します。



環境とリサイクルに関するポスターコンクール  
(小学1～3年生の部) 2024年度最優秀作品

## 環境教育支援プログラム

子どもたちがプログラムを通じて知識を行動に移し、環境に配慮したライフスタイルを定着させ、社会への貢献や、保護者を含めた社会全体の環境意識の向上につなげていくことを目的に実施しています。

### ● プールにいるヤゴ等の生きもの学習 (小学1～4年生向け)

地域ボランティアのヤゴレンジャーが、学校のプールに発生するヤゴ等を題材に、都会の中の自然と生きものについて授業を行い、ヤゴの救出(採取)指導も行います。

### ● 豊島区の校庭からはじめる環境教育 (小学生～中学生向け)

環境教育の専門家が、校内及び学校周辺の環境を題材にした授業を行います。

### ● 民間企業等による出前授業 (小学4～6年生、中学生向け)

民間企業等による環境を題材にした出前授業を行います。



【池袋第三小学校】  
プールにいるヤゴ等の生きもの学習



【池袋本町小学校】  
豊島区の校庭からはじめる環境教育



【要小学校】  
民間企業等による出前授業

## 環境教育・環境学習に関する施設

- 「豊島の森」では、小学生を対象とした環境学習を実施しています。
- みらい館大明(豊島区立旧大明小学校を活用した生涯学習施設)では、自然観察や植樹などの体験型環境学習を実施しています。
- 区民ひろばでは、ガーデニング、緑のカーテンづくりなどの緑化講座を実施しています。

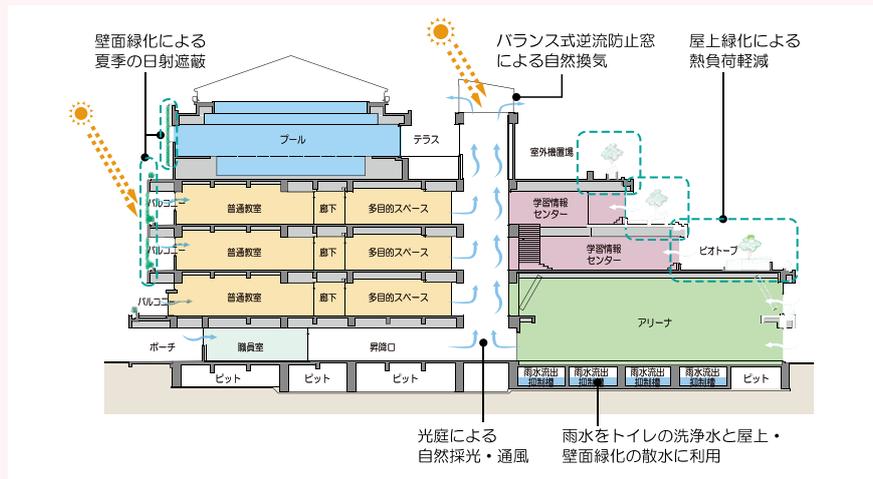


## エコスクール化の推進

環境に配慮した「エコスクール」の整備を推進しています。

令和4年度に改築した池袋第一小学校は、「森の中の学校」をコンセプトに、子ども達がみどりと触れ合えるような校舎環境を整えています。

あわせて、太陽光発電、太陽熱集熱パネル、雨水再利用、自然採光など、地球環境への配慮を意識した設備等を導入しています。



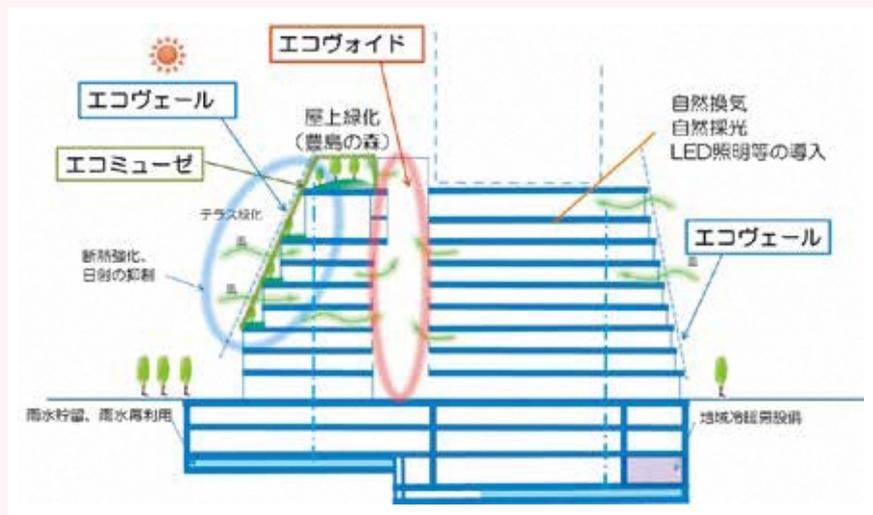
## 庁舎を活用した環境教育

プログラム例:「豊島の森」環境講座(小学生対象)

区役所本庁舎の「豊島の森」の観察、アニメ「豊島の森物語」の鑑賞、森林に関する講義など環境について学べる講座を実施しています。豊島区本庁舎の屋上10階には、かつての区の自然を再現した「豊島の森」を整備しました。区の植生や生態などを学びながら憩える場となっています。4階、6階、8階の「グリーンテラス」と外階段でつなぎ、自然環境を体感できる見学・学習ルートを設定しています。



DVD「豊島の森物語」  
(豊島区教育委員会作成)



## 施策

### ③環境情報の効果的な発信

区の環境に関する情報を集約した広報を展開します。区広報誌「広報としま」や環境情報誌「エコのわ」などを通して発信し、環境に配慮した暮らしや、その実現方法などをわかりやすく伝える工夫を行っています。また、「環境月間」である毎年6月には、庁舎内で環境に関わるパネル展示を行います。

環境に関する各種情報を適宜提供していくため、区のホームページ・メールマガジン、SNS等により、環境やみどりに関するイベントや講習会などの情報、建築物の低炭素化を図る技術や支援制度などの情報のほか、生活や事業活動に関する環境情報の発信を行います。また、区の環境の現状や環境に関する取組みの進捗については、「豊島区環境年次報告書」により詳細な情報提供をすすめます。

外国人居住者へのきめ細やかな情報提供と区の環境に関する理解促進を図るため、ごみ分別アプリの運用やごみ分別の啓発の多言語対応などを行います。

また、二次元コードや区役所本庁舎に設置されているデジタルサイネージ<sup>※1</sup>の活用等、さまざまな方法で情報発信の充実を図っていきます。

また教育委員会で定期的に発行する「教育だより豊島」などを活用し、環境保全に向けた様々な環境情報を区立小・中学校及び区立幼稚園・保育園の保護者や地域・関係機関に向けて積極的に発信します。



環境情報誌「エコのわ」

## 施策の方向

### 共-3 環境人材を育成し、活動の場を広げる

区の環境を将来にわたって良好に維持していくためには、環境教育・環境学習によって区民や事業者の取組意欲の向上を図るだけでなく、区に集う様々な主体と連携し、様々な環境分野における活動を率いることができる人材の活躍が望まれます。

そのため、区の環境活動の推進を担う人材を育成し、活動の幅を広げていくための支援や仕組みづくりに取り組み、区内の環境活動の拡大を促進します。

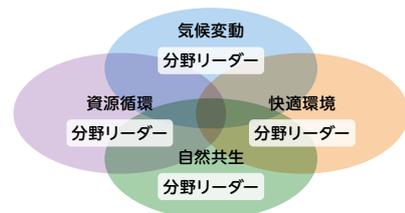
## 施策

### ①環境活動を率いる人材育成

緑化や生物多様性保全のための活動や、ごみ減量のための活動、環境美化のための活動を率いる人材の育成をはじめ、様々な環境分野においてリーダーとして地域で活動できる人材を育成していきます。例えば地域ボランティアのヤゴレンジャーは、プールで見られるトンボの幼虫であるヤゴ等の生きもの学習などの活動を行います。

また、「さわやかな街づくり推進団体」等、自主的、継続的に清掃などの環境美化活動を行っている団体及び個人を表彰することで、活動に対するインセンティブの向上を図り、取組みを促進していきます。

これらにより、環境問題を自ら改善できる問題としてとらえ、実際に解決するために行動できる、持続可能な環境づくりを担う人材を育成していきます。



※1 デジタルサイネージ:日本語では「電子看板」を意味する。屋外・店頭・交通機関などの公共空間で、ネットワーク接続されたディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称。



## 施策 ②環境活動の拡大

区内の環境活動を広げるため、様々な主体や環境活動への支援を行います。

公園等清掃ボランティアやみどりの協定に基づく活動団体に対しては、資材の提供や道具の貸出し、技術的なアドバイスを行います。また、民間基金と連携し、緑の維持保全活動に取り組む市民団体等に対して民間基金を積極的に活用できるよう支援し、緑化の推進を図ります。

区内での自主的な美化清掃活動、地域での落書き消去活動やガム取りを行うボランティアや団体等に対しては、用具の貸出しを行うことにより、自主的な清掃活動を支援し、活動の拡大を図っていきます。

また、大学や若者との連携をすすめ、環境活動の輪を区内全体にひろげていきます。

### 施策の方向 共-4 連携・協働の仕組みをつくる

公共空間のみどりなどを適切に維持し、環境に配慮したまちをつくるためには、区民・事業者・団体等、様々な主体との連携・協働によって環境活動を行っていくことが必要です。

そのため、区民・事業者・団体等との連携による環境保全活動や環境の維持管理の仕組みづくりを進めます。また、民間事業との効果的な連携や、交流自治体等との連携による環境配慮の取組みを進めます。

## 施策 ①様々な主体との協働推進

区民、地域活動団体、企業等と連携し、様々な緑化活動をすすめていきます。また、区内のみどりを適切に維持していくため、公園、広場、小中学校等における地域住民による植物の手入れや清掃、公園内の花壇におけるみどりの協定団体による花の植えつけや管理など、地域住民等との協働によるみどりの維持管理の仕組みづくりと活動への支援を行います。

## 施策 ★②企業・事業者との連携強化

令和5(2023)年11月6日、豊島区は、サントリーホールディングス株式会社及びサントリー食品インターナショナル株式会社の両社と、23区で初めて環境包括連携協定を締結しました。その後、令和6(2024)年10月29日に東京ガス株式会社と環境包括連携協定を締結し、ゼロカーボンシティの実現に向けて環境全般に関して連携・協力しています。同年11月7日には日本たばこ産業株式会社と喫煙に関する環境の整備等包括連携協定を締結し受動喫煙の防止や喫煙マナーの向上等、喫煙に関する環境の整備について、連携・協力して取り組んでいます。また、フードシェアリングサービス「TABETE」を運営する株式会社コークッキングと「豊島区における食品ロス削減に向けた連携協定」を食品ロス削減に向けた様々な取組みを推進しています。

## 施策 ③自治体間連携による環境配慮

交流都市との連携事業において、森林整備などの森林環境の保全など、温室効果ガス削減対策の一環として、自治体間連携によるカーボン・オフセットを実施します。整備された森林は自然に触れる体験学習の場として活用し、環境交流ツアーを行うことで区民の環境意識向上の促進と相互交流を図ります。また、交流都市で発電された再生可能エネルギーの供給もすすめます。

### コラム

#### 自治体間連携によるカーボン・オフセット事業

カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガス排出量についてほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林での吸収等を持って埋め合わせることを言います。

豊島区は、埼玉県秩父市、長野県箕輪町と森林整備協定を締結し、それぞれに「としまの森」を整備しています。「としまの森」を整備することで得られるCO<sub>2</sub>吸収量により、豊島区内で発生するCO<sub>2</sub>排出量を埋め合わせています。



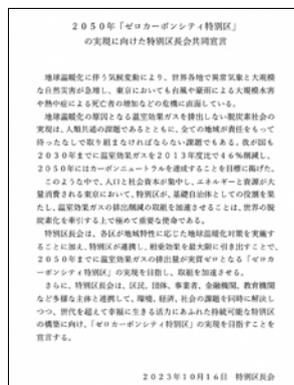
「としまの森」

### コラム

#### 令和5(2023)年10月16日、東京23区・特別区長会では、 「2050『ゼロカーボンシティ特別区』の実現に向けた 特別区長会共同宣言」を行いました。

共同宣言の実現に向けた取組

- 1 再生可能エネルギー電力の利用
- 2 中小企業の脱炭素化への支援
- 3 建物・住宅のZEB・ZEH<sup>※1</sup>普及の推進
- 4 CO<sub>2</sub>吸収量の確保・効果の把握
- 5 新たな気候変動対策の検討(今後検討)



※1 ZEH:外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした住宅。



## 区民ができること

### ● 日々の生活において

- ・ 環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加し、日常的に取り組むことができる環境にやさしい行動を実践する
- ・ 環境活動の情報を共有し、ネットワークづくりにつなげる
- ・ 環境に関する本や記事、区の環境情報誌などを読み、環境に関する理解を深める
- ・ 地域の環境活動や美化・清掃などに取り組む
- ・ 環境リーダー育成講座へ参加するとともに、環境リーダーとして活動を実施する
- ・ 環境交流ツアーに参加するなど自然体験を行う



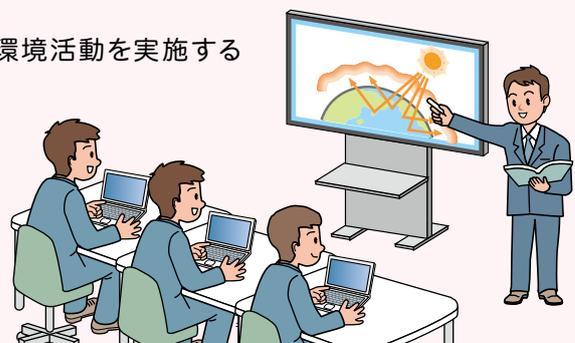
## 事業者ができること

### ● 日々の事業活動において

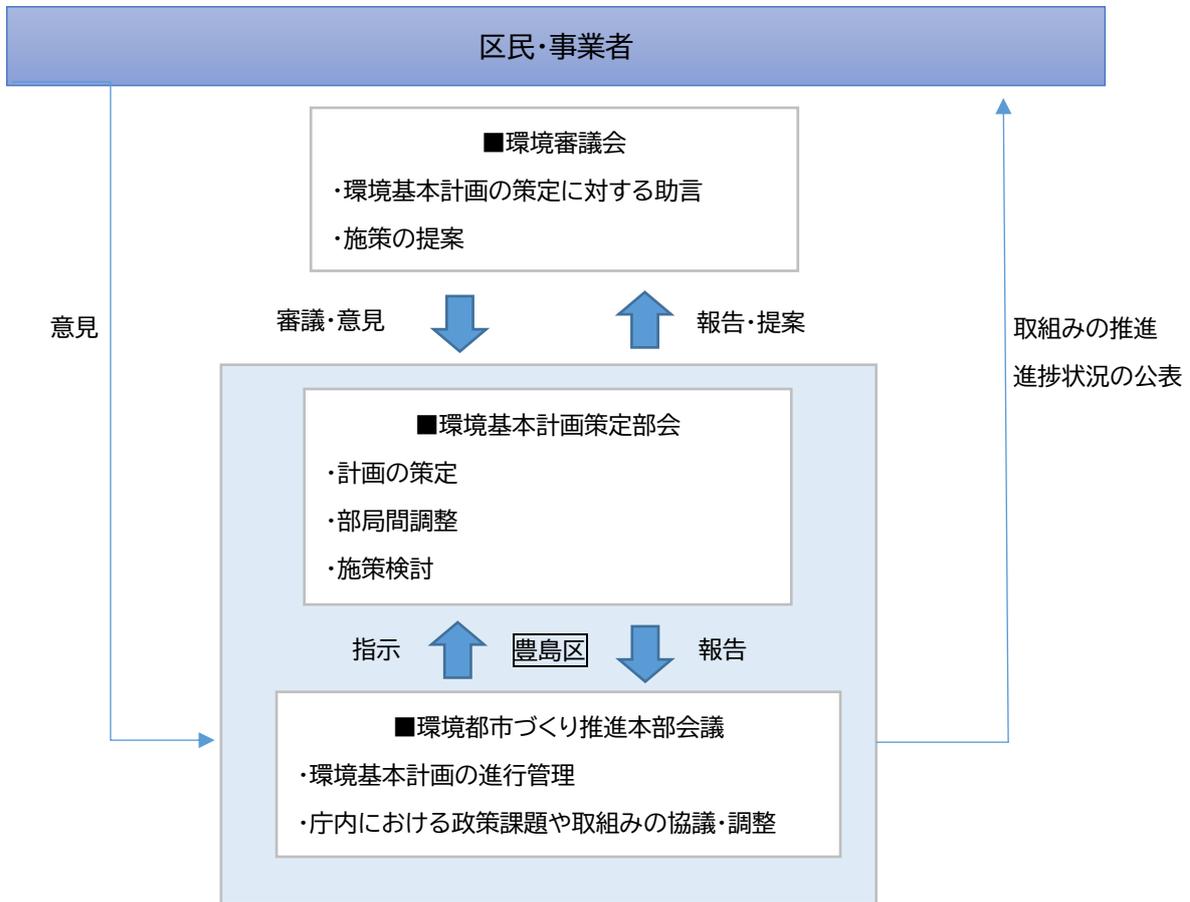
- ・ 環境に配慮したまちづくりを行い、行政との連携を図る
- ・ 環境意識、環境保全に関する知識や技術の行動に努める

### ● CSR活動において

- ・ 環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加・協力する
- ・ 地域住民向けの環境講座等を実施する
- ・ 従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習や環境活動を実施する
- ・ 環境に配慮した活動の取組状況の情報提供を行う（ホームページ、SNSや環境報告書の作成・公表など）



## 1. 計画の推進体制



### [ 庁内推進体制による進行管理 ]

計画の進行管理は、区長を本部長とする「豊島区環境都市づくり推進本部」による確認・決定のもとで行います。

計画推進に際して必要な部門間調整や各種の調査・検討に関しては、豊島区環境審議会のもとに設置する「豊島区環境基本計画推進（策定）部会」において行います。

### [ 環境審議会による進捗評価等 ]

区長の附属機関である「豊島区環境審議会」を定期的に開催し、計画や事業の進捗状況の評価や見直し等に関する意見を聴取します。

### [ 関係行政機関との連携 ]

国や東京都が実施する環境施策のほか、周辺自治体をはじめとする他行政機関の動向を注視し、事業を効果的に推進するうえで必要な連携強化を図ります。

## 2. 進行管理方法

### [ PDCAサイクル<sup>\*1</sup>による継続的な取組み改善 ]

本計画の推進においては、PDCAサイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。

計画の進行管理に際しては、

- ①計画の進行管理に係る全期間のPDCA
  - ②事業の進行管理に係る毎年度のPDCA
- から成る2種類のPDCAサイクルを多層的に運用します。

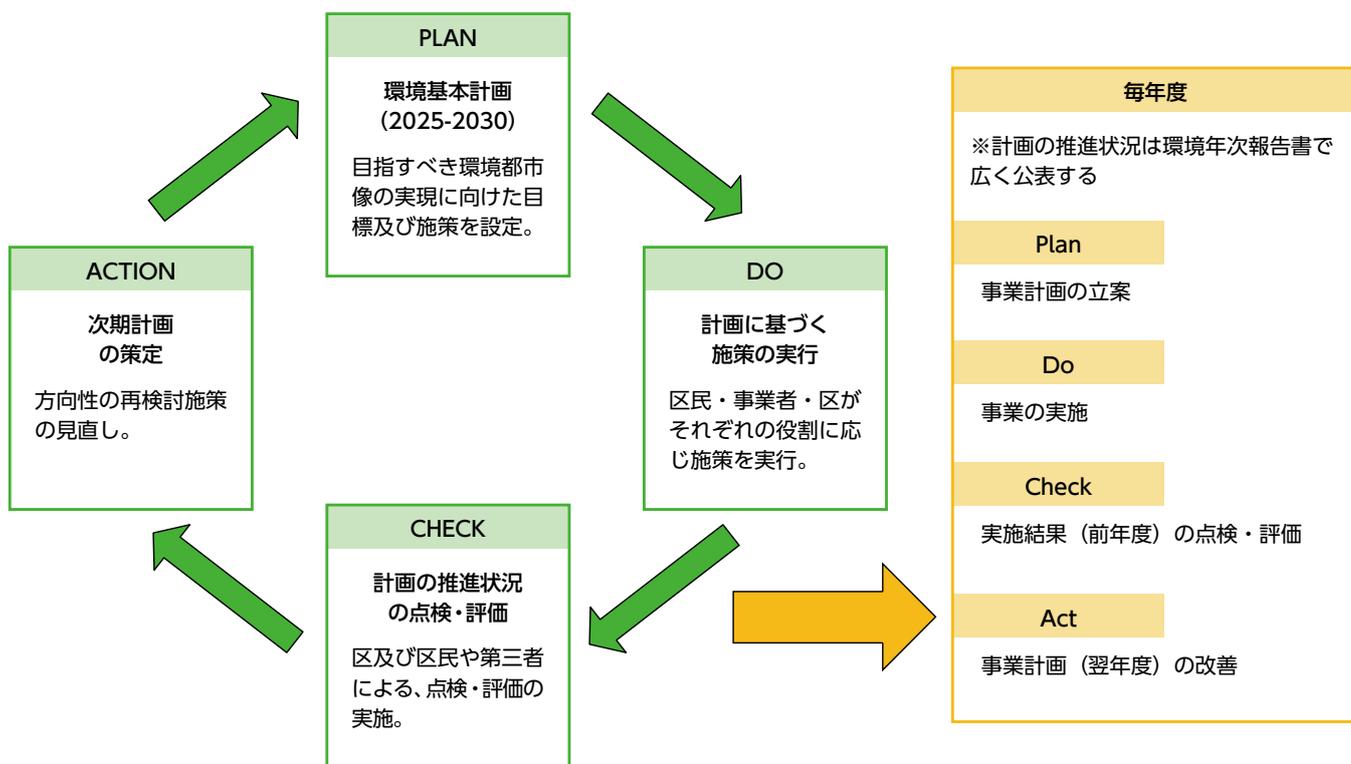


図 PDCAサイクルによる計画推進の流れ

### [ 進捗管理指標 ]

本計画の進行管理においては、具体的な取組みやその成果を測るモノサシ (=進捗管理指標) を基本目標ごとに複数設定し、進捗状況の点検・評価のほか、事業や計画の見直しに活用します。

進捗管理指標としては2種類(成果指標、取組指標)を設けることとします。具体的な指標の選定に際しては、前計画や区の関連計画で採用された指標に加え、環境審議会における提案などを参考にしました。

- 〈取組指標〉 各施策の取組状況を測る指標
- 〈成果指標〉 各基本目標の取組みの進捗及び成果を測る指標

※指標の目標値は、達成の困難さなどを考慮し設定しています。

\*1 PDCAサイクル:計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、見直し(Act)というプロセスを繰り返すことにより、計画の継続的な改善を図る進行管理の方法。

[ 指標一覧 ]

基本目標	指標	実績 (2023年度)	新目標値 (2030年度)	
【基本目標Ⅰ】 地球温暖化対策	取組指標	★家庭への再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数(累計)	976	3,100
		★事業所への再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数(累計)	75	180
		★としま低炭素モデル地区基準を満たす地区(累計)	3	4
		遮熱性塗装の整備済面積(m <sup>2</sup> )	43,912	53,500
		雨水流出抑制対策済量(m <sup>3</sup> )	63,271	132,000
		校庭への熱交換塗料等の使用小学校数(校)	19	20
		高齢者への熱中症予防訪問件数(件/年)	6,408	6,000
	成果指標	熱中症に関する講座等の参加者数(人)(累計)	60	940
		★区内の温室効果ガス排出量(千t-CO <sub>2</sub> e当)	1,472 (2021年度)	900
		区内のエネルギー消費量(TJ)	13,419 (2021年度)	7,985
		★区内の太陽光発電設置容量(kW)	8,269	32,500
		区内の太陽光発電設置件数(件)	1,792	3,239
		熱中症による救急搬送者数(人)	196	減少

基本目標	指標	実績 (2023年度)	新目標値 (2030年度)	
【基本目標Ⅱ】 自然共生	取組指標	★生きもの調査に参加する区民の数(累計)	1,195	2,000
		自然環境に触れる講座等の参加人数(人)(累計)	96	730
		学校・区立公園のビオトープ数(累計)	19	20
		緑化計画書の届出件数(件)	70	84
		公園の整備面積(整備済面積)(ha)(累計)	23.6	25.4
		★緑化基準を満たす公共施設数(%)	81	86
		街路樹の設置割合(設置済割合)(%)	79	87
	成果指標	地域が管理する公園・ビオトープの数(累計)	3	3
		協定花壇等の活動団体数(累計)	50	68
		緑被率(%)	13.2	13.3
		★みどり率(%)	14.1	14.3
		緑視率が25%以上の箇所の割合(%)	20.4	25.2
		みどりの協定数(累計)	50	64
		★「多様な生きものが生息・生育できる環境づくりが進んでいる」と思う区民の割合(%)	12.1	17.4

基本目標	指標	実績 (2023年度)	新目標値 (2030年度)	
【基本目標Ⅲ】 資源循環	取組指標	ごみ減量に関する出前講座の実施回数(回/年)	11	14
		リユース食器を使用するイベント回数(回/年)	8	20
		★3Rに関して発信した件数(回/年)	107	66
		ごみ分別アプリの登録者数(累計)	4,103	10,000
		食品ロス削減推進に関する情報発信回数(回/年)	36	30
		区民一人1日あたりのプラスチック回収量(g/人日)	18.33(注)	24.1
		★町会・清掃担当との意見交換会、リサイクル・清掃関係施設見学会の開催回数(回/年)	2	2
		連携して活動した民間団体等の数	171	185
		適正分別・適正排出に関して発信した件数(回/年)	100	52
		不法投棄回収件数(件)	3,711	3,500

(注)2023年10月より本格実施のため参考値

基本目標	指標	実績 (2023年度)	新目標値 (2030年度)	
【基本目標Ⅲ】 資源循環	成果指標	★一人一日あたり区収集ごみ量(g/人日)	472	463
		マイボトル用給水機(公共施設設置分)利用によるペットボトル削減量(本/500ml)(累計)	50,550	900,000
		★資源化率(%)	23.6	24.1
		事業系ごみ(持込ごみ)の排出量(t)	34,797	28,384
		可燃ごみの分別率(%)	77.4	79.5
		食品ロスの削減に取り組む区民の割合(%)	44.9	80.0
		「ごみの収集が円滑に行われており街がきれい	61.5	68.5

基本目標	指標	実績 (2023年度)	新目標値 (2030年度)	
【基本目標Ⅳ】 快適環境	取組指標	★解体工事現場への立入検査によるアスベスト施工状況確認件数(件/年)	548	550
		VOC(揮発性有機化合物)排出事業場立入指導件数(件/年)	5	6
		ごみゼロウィークの開催回数(回/年)	7	8
		★路上喫煙・ポイ捨て防止パトロールの指導件数(件/年)	58,774	42,500
		★路上喫煙・ポイ捨て禁止啓発路上シールの貼付数(枚/年)	171	200
	成果指標	環境美化に関する活動への参加人数(人)	12,237	13,000
		★解体工事における大気汚染防止法の基準(アスベストに関する作業基準)適合割合(%)	84	90
		★事業場からのVOC(揮発性有機化合物)排出量(kg)	6,864	6,000
		★路上喫煙率(%)	0.03	0.02
		★「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」として肯定的な回答をする区民の割合(%)	35.8	40.2

基本目標	指標	実績 (2023年度)	新目標値 (2030年度)	
【共通目標】 区の率先行動 及び教育・連携	取組指標	区有施設の太陽光発電設置済数(累計)	27	30
		★LED化された街路灯(基数)(累計)	7,281	13,334
		★再生可能エネルギー電力量の導入率(電力使用量)(%)	29.4	60.0
		★多様な人に向けた環境に関する啓発講座等の参加者数(人/年)	1,391	1,480
		★環境教育支援プログラムの参加校(校)	34	35
		環境リーダーの数(累計)	348	382
		家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰数(表彰数/年)	36	40
		★事業者等の自主的な環境美化活動(としまクリーンリーダー登録団体数)(件)	170	180
		環境に関する連携・協定数	24 ※令和6年8月時点	30
		自治体間連携カーボン・オフセット事業による森林整備面積(ha)(累計)	4.67	12.63
	成果指標	★豊島区施設から排出される温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> )※出先機関含む	11,256	8,420
		環境教育支援プログラム実施回数(累計)	43	407
		★「環境に優しいライフスタイルを実施している」と回答する区民の割合(%)	83.5	89.4
		「みんなで(地域や事業者等と連携して)環境保全に取り組んでいる、または取り組みたい」と考える区民の割合(%)	39.7	66.8
自治体間連携カーボン・オフセット事業によるCO <sub>2</sub> 吸収量(t-CO <sub>2</sub> )(累計)	51.5	136.1		



# 資料編

# 1. 豊島区環境基本条例

平成20年3月24日

条例第20号

豊島区は、首都東京に位置し、池袋副都心を中心として多くの人々が住み、働き、学び、集う高密度都市です。また、江戸時代、園芸の里として名高い染井に代表される自然環境が多彩な文化、芸術を育んできた長い歴史があります。

私たちが先人から受け継いだ快適で恵み豊かな豊島区、そして地球環境は、未来に生きる区民とも分かち合う貴重な財産です。

一方、豊かで便利な生活の追求、経済成長に伴う都市化の進展は、自然環境を変え、大気汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させてきています。さらに、温室効果ガスの急激な増加による温暖化は、地球規模での気候変動を引き起こし、人類の生存基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしています。

平成27年(2015年)には国際連合総会において持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、環境・経済・社会の持続可能性が連環し、危機的な地球環境を変革する対策が求められています。

このような中、豊島区は、令和32年(2050年)までに脱炭素社会を実現するため、令和3年に、ゼロカーボンシティを目指すことを表明しました。

私たちは、直面する環境問題が、日々の生活や事業活動が原因となっていることを改めて自覚し、生活スタイルや事業活動のあり方を見直す必要があることを認識しなければなりません。また、地域社会のすべての人々が、相互に連携、協力しながら、一人ひとりの小さな力を結集して環境への負荷の低減、さらには温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け積極的に行動しなければなりません。

私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、知恵と工夫によって、環境に配慮された活力溢れる持続可能な都市、すなわち、環境都市をつくりあげ、これを子どもたちへ引き継いでいく責務を有しています。

そのため、健やかで美しく豊かな環境が身近な地域から地球規模までにわたって保全されるとともに、それらを通じて区民誰もが幸せを実感でき、未来の世代へも継承することができる、環境への負荷の少ない持続可能な地域社会を実現するため、この条例を制定します。

## (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、豊島区(以下「区」という。)、事業者、区民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に推進し、もって現在及び将来の区民が健康で安全であり、かつ、うるおいと安らぎのある環境を確保するとともに、地球環境及び広域的な環境の保全に貢献することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- (4) 脱炭素社会 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。
- (5) ヒートアイランド現象 都市部にできる局地的な高温域のことで、周辺部に比べ気温が高くなる現象をいう。

- (6) 事業者 区の区域内（以下「区内」という。）で事業活動（公益的な活動を含む。以下同じ。）を行う団体又は個人をいう。
- (7) 区民 区内に住む人又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。

#### （基本理念）

- 第3条 環境の保全是、すべての区民が健康で安全であり、かつ、うるおいと安らぎのある環境を確保し、これを次の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全是、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。
  - 3 環境の保全是、区、事業者及び区民が自らの課題として捉え、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。
  - 4 区における令和32年（2050年）までの脱炭素社会の実現に向けた取組は、区、事業者及び区民が協働して行わなければならない。

#### （区の責務）

- 第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (1) 地球温暖化の防止に関すること。
  - (2) ヒートアイランド現象の対策に関すること。
  - (3) 公害の防止に関すること。
  - (4) 廃棄物の減量及び資源の循環的な利用に関すること。
  - (5) 緑の保護及び育成に関すること。
  - (6) 人と自然とのふれあいの確保に関すること。
  - (7) 地域環境の美化に関すること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関すること。
- 2 区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、率先して、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 3 区は、事業者及び区民による環境の保全に関する取組に対し、積極的な支援に努めなければならない。

#### （事業者の責務）

- 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 3 事業者は、地域における環境の保全に関する取組へ積極的に協力するよう努めなければならない。
  - 4 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### （区民の責務）

- 第6条 区民は、日常生活において資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害の防止に努めなければならない。
- 2 区民は、地域における環境の保全に関する活動に取り組むよう努めなければならない。
  - 3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(一時的滞在者の責務)

第7条 区内への訪問その他の理由で区内に一時的に滞在する者(以下「一時的滞在者」という。)は、環境への配慮に努め、区が実施する環境の保全に関する施策並びに事業者及び区民が行う環境の保全に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(区、事業者及び区民の連携・協働)

第8条 区、事業者及び区民は、地球的な視野をもって地域から環境の保全に取り組む大切さを共有するよう努めなければならない。

2 区、事業者及び区民は、地域社会を構成する多様な主体として、それぞれの役割分担のもとに、相互に連携・協働し、環境の保全に関する施策又は取組を推進するよう努めなければならない。

(環境基本計画の策定)

第9条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 環境の保全に関する施策の推進方法
- (4) 環境の保全に関する配慮の指針
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ豊島区環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 区長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の総合調整等)

第10条 区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 区は、区が設置する公共施設の建設、改修、改築又は管理に際して、当該公共施設の種類、利用方法等を勘案しながら、環境への配慮のための必要な措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第11条 区は、事業者及び区民が、環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることができるよう必要な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策への意見の反映)

第12条 区は、事業者及び区民の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第13条 区は、環境の保全に資するため、環境の保全に関する必要な情報を収集し、これを適切に事業者、区民及び一時的滞在者に対し提供するよう努めるものとする。

(年次報告)

第14条 区長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況に関し、定期的に報告書を作成し、公表するものとする。

(環境教育・学習)

第15条 区は、事業者及び区民が環境の保全についての理解を深められるよう地域との適切な連携を図りつつ、環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(環境活動の支援)

第16条 区は、事業者及び区民による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境に関する調査)

第17条 区は、環境の保全に関する施策の実施並びに事業者、区民及び一時的滞在者への情報の提供を的確に行うため、必要な調査に努めるものとする。

(環境の監視及び測定)

第18条 区は、環境の状況を的確に把握するために、必要な監視及び測定を実施し、その結果を公表するものとする。

(国及び東京都その他の地方公共団体との協力)

第19条 区は、環境の保全を図るために、広域的な取組を必要とする場合は、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して環境の保全に関する施策を推進するものとする。

(環境審議会)

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者、区民及び事業者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員25人以内をもって組織する。

5 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則(令和5年3月22日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2. 計画策定の経緯

### 1) 豊島区環境審議会

#### ① 豊島区環境審議会委員名簿

	氏名	役職名	備考
学歴経験者	◎ 蟹江 憲史	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 教授	
	○ 関 礼子	立教大学 社会学部 教授	
	岡山 朋子	大正大学 地域創生学部 教授	
	工藤 泰子	一般財団法人 日本気象協会	令和6年3月2日まで
	白川 泰樹	一般財団法人 日本気象協会 環境・エネルギー事業部 参与	令和6年3月18日から 令和6年9月6日まで
	高橋 正弘	大正大学 地域創生学部 教授	
	村山 顕人	東京大学 大学院工学系研究科 教授	
	柳井 重人	千葉大学 大学院園芸学研究院 教授	
事業者・関連団体	生田 茂	東京商工会議所豊島支部 サービス分科会 副分科会長	
	伊藤 あすか	東京ガス株式会社 東京東支店長	
	大嶋 聡	西武造園株式会社 取締役社長	
	重田 軍司	豊島区町会連合会 副会長	令和6年3月2日まで
	榊原 清	豊島区町会連合会 副会長	令和6年3月18日から
	塩田 明央	株式会社サンシャインシティ 総務部 マネージャー	
	島沢 明史	池袋地域冷暖房株式会社 代表取締役専務取締役	
	深澤 浩一	東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社 大塚支社長	
区民	岡村 弘孝	公募区民	令和6年3月18日から
	柿原 歌子	公募区民	令和6年3月2日まで
	小堀 大藏	公募区民	
	柴垣 敬子	公募区民	令和6年3月2日まで
	高橋 かずみ	公募区民	令和6年3月18日から
	水埜 多喜子	公募区民	
	村上 政美	公募区民	
区職員	岡田 英男	豊島区環境清掃部長	
	近藤 正仁	豊島区都市整備部長	

凡例：◎会長 ○副会長

(順不同 敬称略)

※第5期任期(令和4年3月3日～令和6年3月2日) 第6期任期(令和6年3月18日～)

## ② 豊島区環境審議会規則

平成20年3月27日

規則第30号

改正

平成24年10月22日規則第64号

平成27年3月30日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区環境基本条例(平成20年豊島区条例第20号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、豊島区環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第20条第4項に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 9人以内
- (2) 事業者及び関連団体 9人以内
- (3) 区民 5人以内
- (4) 区職員 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第5条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することが適当でないとするときは、この限りでない。

(専門部会)

第8条 会長は、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員の互選により選出する。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、部会の事務を統括し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 6 副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議録の作成保存)

第9条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(幹事)

第10条 審議会の調査・審議を補佐するため、幹事を置く。

2 幹事は、区に勤務する職員のうちから区長が任命する。

(平24規則64・一部改正)

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、環境清掃部環境政策課長において処理する。

(平24規則64・平27規則25・一部改正)

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月22日規則第64号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月30日規則第25号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 2) 環境審議会における審議経過

開催日		主な議題
令和5年	9月4日	諮問 現行計画の振り返り・見直しの趣旨・進め方について 意識調査の実施について
令和6年	3月18日	意識調査の結果 計画見直しにおける骨子案 高校生による施策提案
	5月16日	施策案、指標案について
	7月30日	施策案、指標案について 現基本計画の進捗状況について 素案について
	9月4日	施策案、指標案について 素案について
	11月7日	施策案、指標案について 素案について
令和7年	2月7日	答申

### 3. 環境に関する区民の意識

#### 1) 環境に関する意識調査

本計画の改定に向けて、区民・事業者を対象に、今後の区の望ましい環境像などに対する意識動向を把握することを目的に、意識調査を令和5(2022)年度実施しました。いただいたご意見を元に、本編に「区民の声マーク」を表示しています。

#### 結果(抜粋)

##### 居住地区の環境に対する満足度及び重要度

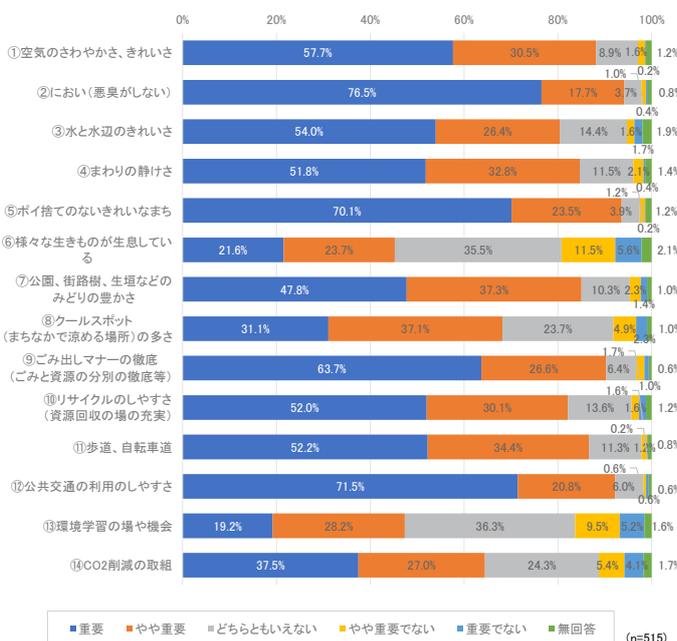
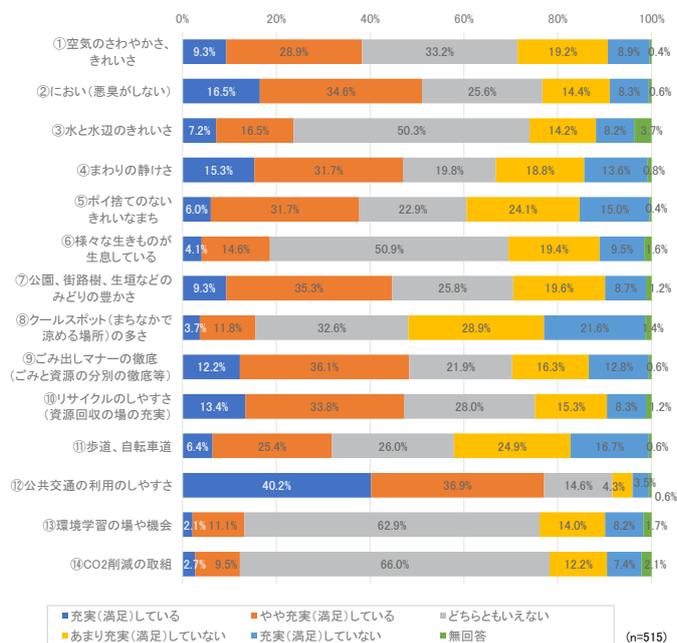
(質問)あなたは、お住まいの地区の環境をどのように感じていますか。

##### ●「充実度(満足度)」について

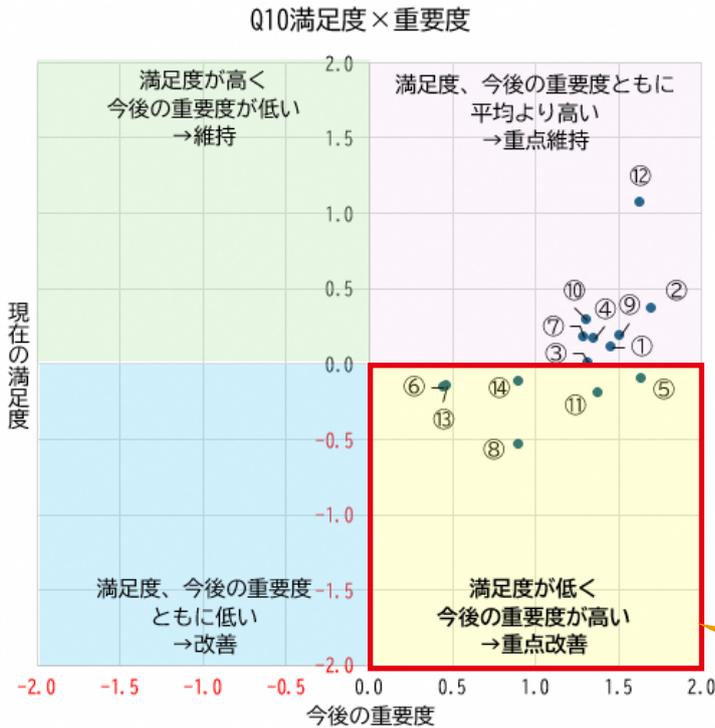
- 「充実(満足)している」と「やや充実(満足)している」の合計の割合では、「⑫公共交通の利用のしやすさ」が77.1%と最も高く、次いで「②におい(悪臭がしない)」が51.1%、「⑨ごみ出しマナーの徹底(ごみと資源の分別の徹底等)」が48.3%となっています。
- 「充実(満足)していない」と「あまり充実(満足)していない」の合計の割合では、「⑧クールスポット(まちなかで涼める場所)の多さ」が50.5%と最も高く、次いで「⑪歩道、自転車道」が41.6%となっています。

##### ●「重要度」について

- 「重要」と「やや重要」の合計の割合では、「②におい(悪臭がしない)」が94.2%と最も高く、次いで「⑤ポイ捨てのないきれいなまち」が93.6%、「⑫公共交通の利用のしやすさ」が92.2%となっています。
- 「重要でない」と「あまり重要でない」の合計の割合では全体的に低いが、「⑥様々な生きものが生息している」が17.1%と最も高く、次いで「⑬環境学習の場や機会」が14.8%となっています。



➡ 重点的に改善していくべき項目は、区民の“満足度が低く、今後の重要度が高い”もの



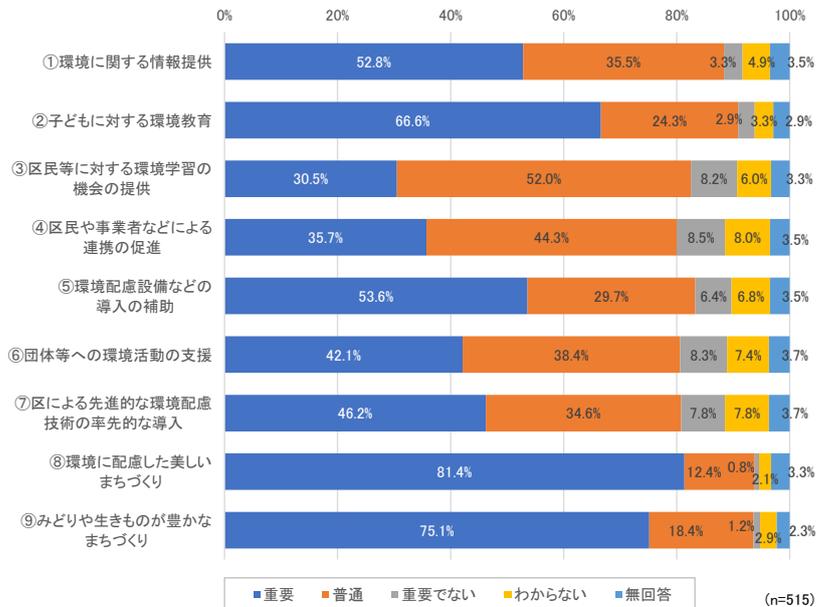
- 重点改善項目として以下に取組む必要  
があります
- ポイ捨てのないきれいなまち
  - 歩道、自転車道
  - クールスポット
  - CO<sub>2</sub>削減の取組
  - 様々な生きものが生息している  
(まちなかで涼める場所)の多さ
  - 環境学習の場や機会

※算出にあたり、満足度は「充実(満足)している」を2点、「やや充実(満足)している」を1点、「どちらともいえない」を0点、「あまり充実(満足)していない」を-1点、「充実(満足)していない」を-2点としました。

### 環境基本計画で取り組むべき施策の重要度

(質問) 区が環境基本計画を推進するうえで取り組む施策に関する重要度について回答してください。

◎ 「重要」の割合が最も高いのは、『⑧環境に配慮した美しいまちづくり』の81.4%、次いで『⑨みどりや生きものが豊かなまちづくり』の75.1%、『②子どもに対する環境教育』66.6%となりました。



重要項目として以下に取組む必要があります

- 環境に配慮した美しいまちづくり
- みどりや生きものが豊かなまちづくり
- 子どもに対する環境教育

## 2) 子ども・若者の声

20年後、30年後子ども・若者が社会を担うことをみすえて、子ども・若者の声を重視することを目的に様々な方法でご意見をいただきました。集まった意見を元に、本編に「子ども・若者の声マーク」を表示しています。

### ● 高校生アンケート

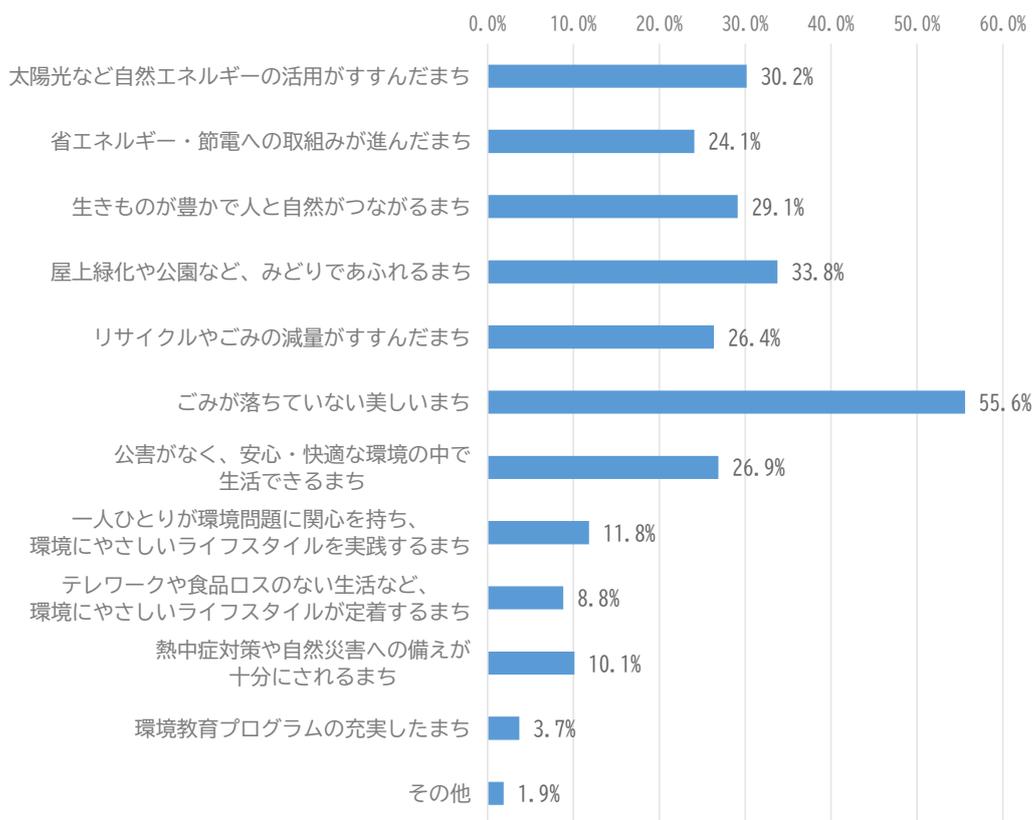
環境基本計画の改定に向けて、若い世代の環境に対する意識・意向等を把握するため、区内在学の高校生を対象としたアンケート調査を実施しました。

## 結果(抜粋)

### 豊島区の目指すべき将来像

(質問) 環境をより良くしていくために、豊島区が将来どのようなまちになって欲しいか教えてください。

最も多いのが「ごみが落ちていない美しいまち」で55.6%、次いで「屋上緑化や公園など、みどりであふれるまち」が33.8%、「太陽光など自然エネルギーの活用がすすんだまち」が30.2%、「その他」として「綺麗で安全なまち」、「路上喫煙が存在しないまち」などの回答がありました。



重要項目として以下に取組む必要があります

- ごみが落ちていない美しいまちづくり
- 屋上緑化や公園など、みどりであふれるまちづくり
- 太陽光など自然エネルギーの活用がすすんだまちづくり

## ● ワークショップ

### 環境に関する未来としまミーティング

区長と参加者が対話を行うことにより、区政に対する関心や理解を深めるとともに、各種計画の策定に、これからの未来を担う学生など若い世代の参加者からの意見や視点を反映させていくことを目的として開催しました。

#### 【日程】

令和6(2024)年7月24日(水)  
参加者:区内高校生・大学生(22名)  
としまクリーンサポーター(10名)

#### 【テーマ】

- ①地球温暖化(気候変動・脱炭素)
- ②まちの美化(生活環境保全)
- ③ごみ・リサイクル(循環型社会)

#### 【主な意見】

- ・環境を良くする活動を「見える化」してもらえると、自分事にしやすい
- ・環境問題を若い世代へと引き継ぐことができるような環境教育が大事
- ・田植え体験など、自然に対して自分の体を動かしながら参加できるようなイベントがあるといいと思った。「体験」がキーワード
- ・資源の有効活用含めて、環境への興味を持ってもらうことが大事



未来としまミーティング

以下が課題となります

- 若い世代への環境教育の重要性
- 環境問題に興味を持たない層へのアプローチ
- 「見える化」や「体験」などを通じて、環境問題を自分事として捉えやすくする仕組みづくり

## ● 小・中学生からの声

### 「地球の環境を良くするために、豊島区がしたほうよいこと」

区内中学校に訪問し、環境に関する意見交換会を行ったほか、区立小学校で行う環境教育支援プログラムで環境に関するアンケートを実施しました。

「地球の環境を良くするために、豊島区がしたほうよいこと」の各分野での回答上位は、以下となりました。

- 節電や省エネルギーを進める
- みどりを増やす
- ごみをリサイクルする
- ごみをひろって、まちをきれいにする
- 環境の授業やイベント

→ 小・中学生(子どもたち)の声を、着実に進めていきます。

### 3) 区民が選んだ重点施策

2024としまエコライフフェアにおいて、「あなたが選ぶ、豊島区の環境施策」と題して、力を入れるべきと思う環境施策への投票を呼びかけました。

#### 実施概要

(1) 調査項目	「あなたが選ぶ、豊島区の環境施策」
(2) 調査方法	イベントアンケート内にて投票
(3) 実施日	2024年10月6日(日)
(4) 対象	環境イベント(2024としまエコライフフェア)の来場者
(5) 回答者数	290人

**地球温暖化・気候変動対策**

- 再生可能エネルギー導入や省エネルギー化の推進
- 環境にやさしい(配慮した)行動の実践
- 脱炭素まちづくり(交通環境整備、建築物の環境配慮など)
- 熱中症予防やヒートアイランド対策
- 自然災害への備えの強化

**自然との共生**

- 生物多様性の保全(自然環境の保全・創出・参加の場提供など)
- みどりの保全・創出(空間の緑化、身近なみどりの育成など)
- 人と自然のつながりを深めるまちづくり(みどりのネットワーク化、地域参加など)

**あなたが選ぶ、豊島区の環境施策**

環境に関する区の計画等にみなさんの声を反映していくため、みなさんが力を入れるべきと思う環境に関する取り組みの番号に○をお願いします！  
(○はいくつでも可能です)

**資源の循環**

- リデュース・リユースの推進(食品ロス削減など)
- 質の高いリサイクルの実現(資源化の推進、プラスチック資源回収など)
- 適正なごみ処理の推進(適正な分別・排出の徹底や災害廃棄物対策など)

**快適な環境**

- 健康・快適な環境の保全(大気汚染などの公害対策など)
- 美しいまちづくり推進(路上喫煙・ポイ捨て防止、受動喫煙対策、清掃・美化活動など)

**その他**

- 区施設の二酸化炭素排出量削減や区職員の意識・行動改革
- 環境に関する普及啓発や環境教育の推進
- 環境活動を行う人材の育成及び環境活動の拡大
- 環境に関する連携・協働(区民・事業者・行政、自治体間の連携・協働など)

#### 投票結果

<b>【問】</b>	環境に関する区の計画等にみなさんの声を反映していくため、みなさんが力を入れるべきと思う環境に関する取り組みの番号に○をお願いします。
------------	--

部 門	施 策	投票数
1. 地球温暖化・気候変動対策	1. 再生可能エネルギー導入や省エネルギー化の推進	30 票
	2. 環境にやさしい(配慮した)行動の実践	37 票
	3. 脱炭素まちづくり(交通環境整備、建築物の環境配慮など)	22 票
	4. 熱中症予防やヒートアイランド対策	28 票
	5. 自然災害への備えの強化	35 票
2. 自然との共生	1. 生物多様性の保全(自然環境の保全・創出・参加の場提供など)	35 票
	2. みどりの保全・創出(空間の緑化、身近なみどりの育成など)	49 票
	3. 人と自然のつながりを深めるまちづくり(みどりのネットワーク化、地域参加など)	36 票
3. 資源の循環	1. リデュース・リユースの推進(食品ロス削減など)	39 票
	2. 質の高いリサイクルの実現(資源化の推進、プラスチック資源回収など)	37 票
	3. 適正なごみ処理の推進(適正な分別・排出の徹底や災害廃棄物対策など)	32 票
4. 快適な環境	1. 健康・快適な環境の保全(大気汚染などの公害対策など)	39 票
	2. 美しいまちづくり推進(路上喫煙・ポイ捨て防止、受動喫煙対策、清掃・美化活動など)	53 票
5. その他	1. 区施設の二酸化炭素排出量削減や区職員の意識・行動改革	20 票
	2. 環境に関する普及啓発や環境教育の推進	34 票
	3. 環境活動を行う人材の育成及び環境活動の拡大	24 票
	4. 環境に関する連携・協働(区民・事業者・行政、自治体間の連携・協働など)	27 票
合 計		577 票